

事務連絡
令和4年5月9日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱
及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新型コロナウイルス感染症対策に対する支援等を行うため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、「臨時交付金」という。）が設けられていますが、令和4年4月1日付け事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（別添資料1）が、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

当該事務連絡においては、昨今の経済状況を踏まえ、別紙2（別添資料2）に、臨時交付金の活用が可能な事業（例）として、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」を行う事業や「事業者に対する公共料金補助」が示されています。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰のため、コロナの影響を受けている介護サービス事業所・施設等において、食材料費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合等においても、地方公共団体の判断により、臨時交付金の活用を検討することが考えられます。

また、先般、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」が別添資料3のとおり取りまとめられました。

この緊急対策の柱立ての1つに「IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」が掲げられ、「地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組みを強力に促し、必要な支援を迅速に行う」とこととされている他、「地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。」とされています。

これを受け、内閣府から令和4年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」が別添資料4のとおり、各都道府県を通じて市町村へ周知され、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用が可能な事業として想定されるものに、前述の別添資料2と同様、「学校給食等の負担軽減」や「事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助」が挙げられています。

貴部局におかれでは、これらを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、臨時交付金を活用し、利用者や事業者の負担の軽減に向けた取組を進めていくようお願いします。

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

国の令和3年度予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の一部について、内閣府において令和4年度に繰越ししたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、令和4年度における臨時交付金の取扱について、下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。なお、臨時交付金の取扱いは、令和3年度から大きな変更点はないため、必要に応じて、過去の事務連絡も参照下さい。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

1. 通常分交付金について

(1) 令和4年度の執行手続きのスケジュールについて

事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金（以下「通常分交付金」という。）の交付にあたって、令和4年度に作成していただく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「令和4年度実施計画」という。）は、現時点では別紙1のとおり3回提出を受け付けることを予定しています。ただし、今後の感染状況や各地方公共団体における執行状況等を踏まえ、柔軟に執行手続きのスケジュールを見直す可能性もありますので、あらかじめご承知おき下さい。

第1回提出受付は、5月9日を予定しています。提出は任意としますが、臨時交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越しした臨時交付金を活用して実施する事業を既に検討されている地方公共団体におかれましては、この期限までに実施計画をご提出ください。令和3年度に作成していただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「令和3年度実施計画」という。）の第5回提出において、各地

方公共団体が記載した本省繰越希望額に相当する額の全部又は一部を交付予定です。

第2回提出受付は、7月29日を予定しています。本省繰越希望額分のほか、令和4年1月から3月までの期間に交付決定や内示等（地方公共団体に交付する国庫補助事業等について、事実上、その交付される金額を地方公共団体にお知らせする行為を含む。以下「交付決定等」という。）された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額を加えた範囲で交付予定です。第2回提出は、基本的に全ての地方公共団体を提出対象と想定しています。ただし、本省繰越希望額と国庫補助事業等の地方負担額を算定基礎とする額のいずれもないなどの場合は、この限りではありません。なお、国庫補助事業等の地方負担額に関する調査を5月頃に実施予定ですので、ご協力のほどよろしくお願ひします。交付限度額の通知は6月下旬を予定しています。

さらに、令和4年度の最終提出受付は、冬頃に予定していますが、詳細については別途お知らせします。令和4年4月以降に交付決定等される国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額を加えた範囲で交付予定です。また、既に提出した令和4年度実施計画の内容について、必要に応じ、変更可能とします。

（2）通常分交付金の交付対象事業について

1) 交付対象事業

通常分交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、令和3年度から大きく変更ありません。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（国庫補助事業等及び地方単独事業）に自由度高く活用することができます。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に掲げられた4つの柱（I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、II 雇用の維持と事業の継続、III次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、IV強靭な経済構造の構築）のいずれかに該当する事業、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた3つの柱のうち2つの柱（I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、II ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現）のいずれかに該当する事業又は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定。以下「令和3年経済対策」という。）に掲げられた4つの柱のうち3つの柱（I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、II 人流抑制等の影響を受ける方々への支援、III未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動）のいずれかに該当する事業で新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業が交付対象となります。

昨今の経済状況等を踏まえた具体的な活用分野としては、例えば、原油価格高騰を受けて地方公共団体が感染拡大の影響を受けた事業者や生活困窮者の灯油等購入費を補助等する事業、人流抑制等される中でも公共サービス維持のため事業継続する公共交通事業者への支援事業、酒類を提供する飲食店の営業時間短縮要請等の影響を受ける酒類販売事業者に対する給付事業等が考えられます。通常分交付金の活用が可能な事業として想定されるものを「令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年12月27日付け事務連絡。以下「令和3年12月27日付事務連絡」という。）等において整理したところですが、昨今の経済状況等を踏まえ、別

紙2に改めて整理していますので、こちらも参考にしてください。なお、社会情勢の変化や感染拡大状況等に伴い臨時交付金の運用についてご要望等ある場合は、内閣府まで前広に相談ください。

交付対象となる国庫補助事業等及び地方単独事業の条件は以下のとおりです。

①国庫補助事業等

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下のいずれかに該当する事業です。

- ・国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- ・国の令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業
- ・国の令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染症拡大防止に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置をした事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）
- ・国の令和2年度当初予算及び令和3年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）
- ・国の令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業

なお、上記に該当する事業のうち、令和3年度中に国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和3年度予算に計上した事業についても、既に提出した令和3年度実施計画に当該事業を記載していない場合、令和4年度実施計画に記載することができます。

②地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和4年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業

なお、地方公共団体の令和3年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として

令和4年度実施計画に記載することができませんが、令和2年度又は令和3年度中に行われた営業時間短縮要請等に対する協力金支給に係る協力要請推進枠交付金及び一般検査事業に係る検査促進枠交付金の地方負担分に係る事業のうち、令和3年度実施計画に記載されていない事業に限り、令和4年度実施計画に記載することを認めます。

2) 地方単独事業に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、令和3年度から変更はなく、以下のとおりです。ただし、対象となる基金の要件のうち期限に関する部分について、1年間延長しています。

【対象外経費】

① 職員の人事費

地方公共団体の職員の人事費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費（休業要請等協力金は該当しない。）

⑤ 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く。）

⑥ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

- ③ 令和4年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和9年度末*まで、
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和6年度末*までに廃止するもので
あること
- ※ 令和4年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと
(「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。)

（3）交付限度額について

令和4年度に新たに通知する交付限度額は、対象となる国庫補助事業等（令和4年1月以降に交付決定等される令和3年度補正予算分及び予備費分等）の地方負担額を基礎として算定した額となる見込みです。「(1) 令和4年度の執行手続きのスケジュールについて」に記載したとおり、このうち令和4年1月から3月までの期間に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額については、6月下旬に通知予定です。また、令和4年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する分については、国庫補助事業等を所管する各府省（以下「所管府省」という。）による交付決定等の状況を踏まえ、冬頃に通知予定です。

交付限度額の算式は以下のとおりです。なお、別表1及び別表2は、令和3年12月27日付事務連絡のものから変更ありません。

令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底に係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）及び令和3年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）等により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額の合計額

× 算定率

＜算定率＞

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業* ···· 1.0

雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靭な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、

「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底

に関する別表2の事業* ···· 0.8

*未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）を含む。

なお、算定率については、令和3年経済対策において、現状は「感染者数が再拡大に向

かうリスクを排除することはできず、今後の新たな変異株の発生などあらゆる事態に対応できる体制整備が必要」な状況とされていることを踏まえ、引き続き、算定率について、1.0又は0.8を継続することとしているところです。

<留意点>

令和4年度における国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額は、令和4年度へ明許繰越した国の令和3年度予算を活用し、算定・通知を行う予定です。そのため、当該予算を令和5年度に繰り越すことはできないことから、令和4年度中に地方公共団体に対して、臨時交付金の交付決定を行うこととしています。

臨時交付金の令和4年度の最終交付決定に当たっては、令和5年1月から3月にかけて、内閣府から交付限度額の通知、地方公共団体からの実施計画の提出、総務省における臨時交付金の交付決定等の手続を進める予定であり、令和4年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額は、令和4年12月末までに交付決定等された国庫補助事業等を基に算定する必要があります。

そのため、所管府省に対して、早期の交付決定等の要請をしています。また、所管府省において、令和4年12月末までに交付決定や内示を行うことが困難な場合は、必要に応じて、令和4年12月末までに地方公共団体に対して令和4年度中の事業実施の調査等を実施し、交付限度額の算定の基となる国庫補助事業等の金額を改めて実施する交付限度額算定に係る地方負担額等の調査において報告いただくこととしておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(4) 令和4年度実施計画の作成と提出について

1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

令和4年度実施計画は、令和3年度における実施計画の変更ではなく、令和4年度実施計画の様式（別紙3）を活用し、新たに作成してください。令和4年度実施計画の作成に当たっては、別紙4の記入要領を参考にしながら必要事項を記入してください。なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

2) 実施計画の提出期限

令和4年度実施計画の提出期限は、以下のとおりです。提出期限後に当室において実施計画の確認（掲げられた事業が新型コロナウイルス感染症対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。第1回提出は任意ですが、臨時交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越しした臨時交付金を活用して実施する事業を既に検討されている地方公共団体は、第1回提出期限までに実施計画をご提出ください。

第1回提出期限：令和4年5月9日（月）12:00【厳守】※任意

第2回提出期限：令和4年7月29日（金）12:00【厳守】※原則全団体

3) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先 : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+r4（半角アンダーバーr4）+_1又は_2（半角アンダーバー提出回数）」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいて構いません。

例) メール件名 : 「01100_北海道札幌市_r4_1」「02000_青森県_r4_2」など

ファイル名 : 「01100_北海道札幌市_r4_1.xlsx」「02000_青森県_r4_2.xlsx」など

4) 提出資料

提出資料は、令和4年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）及び事業実施状況及び効果検証に関する資料（該当ある場合）です。各様式は、別紙3のとおりであり、エクセルファイルの各シートに用意しています。

①令和4年度実施計画	別紙4の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。
②チェックリスト	令和4年度実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
③基金調べ	交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。
④事業実施状況及び効果検証に関する資料	事業の実施状況及び効果の検証について、既に公表を行っている地方公共団体は、当該公表資料を提出するようお願いします。

(5) 令和4年度実施計画の変更について

提出した令和4年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。臨時交付金の趣旨も踏まえ、早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします。

2. 臨時交付金の活用に当たっての留意点について

臨時交付金の活用に当たっての留意点については、これまで「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年2月2日付け事務連絡）、「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年4月1日付け事務連絡）及びQ&A等において周知しているとおり、臨時交付金を効率的・効果的な事業に活用するとともに、説明

責任をしっかりと果たして頂くようお願いしているところです。既にご承知のとおり、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として取り組まれる必要な事業であれば自由度高く活用できるものであることから、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任を果たしていただくものです。

また、これまで周知していたとおり、「令和3年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和2年11月25日）において、「新型コロナ対応という意味では、国の一連の措置に加えて、既に令和2年度（2020年度）の2度の補正予算で合計3兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が設けられた。各地域の実情に応じてきめ細やかな対応を可能にするという本来の目的に沿って、各地方公共団体は、創意工夫をこらして効率的かつ効果的に交付金を活用し、実施状況と効果についても説明責任を果たしていくことが求められる。」とされていますので、改めてご承知いただきますようよろしくお願ひします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、令和4年度においても、以下のとおり取り扱うこととしますので、ご留意ください。

①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、「各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましい」旨、及び「これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがある」旨を明示しています（Q&A第7版1-20）。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙5の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

3. 協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金について

(1) 交付限度額の算定について

協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金について、令和3年度3月交付決定の手続きに限り、協力金支給実績及び協力金支給見込みを踏まえ、交付限度額を算定したところですが、予算の効率的活用のため、12月27日付事務連絡で周知していたとおり可能な限り実績額に近い額での交付決定を行います。

(2) 執行手続きについて

①交付限度額算定基礎資料の提出

協力要請推進枠交付金（飲食店及び大規模施設等に係る協力金に限る。）の交付を受けようとする場合には、営業時間短縮要請等を行う都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）に協議する必要があります。

特措法担当大臣との協議は、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（以下「コロナ対策室」という。）において随時受け付けているため、協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする都道府県は、まずはコロナ対策室までご連絡ください。

また、令和4年度における都道府県が営業時間短縮要請等に伴い支給する協力金等に対する協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金の交付決定は、6月又は7月及び9月下旬を予定しています。当面の間における具体的な手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

i) 6月又は7月交付決定の手続き

①飲食店に係る協力金及び大規模施設等に係る協力金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、5月13日（金）までに特措法担当大臣との協議を経たものを対象とします。酒類販売業者に係る支援金は令和3年4～10月の支給分に係るものを対象とします。

②交付限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、5月13日（金）までの支給実績を算定の対象とします。

③即時対応特定経費交付金及び規模別協力金の支給に係る事務費についても併せて算定対象となります。

④交付限度額算定基礎資料及び協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に係る新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金実施計画（以下「協力要請推進交付金実施計画」という。）の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

- ・実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出

【5月13日（金）】

- ・計画記載用限度額を反映した協力要請推進交付金実施計画を内閣府に提出

【5月26日（木）】

- ・交付申請・交付決定

【6月下旬又は7月】

- ・その後、必要に応じて概算払

ii) 9月交付決定の手続き

- ①飲食店に係る協力金及び大規模施設等に係る協力金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、8月3日（水）までに特措法担当大臣との協議を経たものを対象とします。酒類販売業者に係る支援金は令和3年4～10月の支給分に係るものを対象とします。
- ②交付限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、8月3日（水）までの支給実績を算定の対象とします。
- ③即時対応特定経費交付金及び規模別協力金の支給に係る事務費についても併せて算定対象となります。
- ④交付限度額算定基礎資料及び協力要請推進交付金実施計画の提出等のスケジュールは以下のとおりです。
- ・実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出
【8月3日（水）】
 - ・計画記載用限度額を反映した協力要請推進交付金実施計画を内閣府に提出
【8月22日（月）】
 - ・交付申請・交付決定
【9月下旬】
 - ・その後、必要に応じて概算払

(参考)

	実績 算定の時点	実施計画 の提出	交付決定
i) 6月又は7月 交付決定の手続	5月13日（金）	5月26日（木）	6月下旬又は7月
ii) 9月交付決定の手続き	8月3日（水）	8月22日（月）	9月下旬

②協力要請推進交付金実施計画の作成と提出

令和4年度における協力要請推進交付金実施計画は、令和3年度における実施計画の変更ではなく、協力要請推進交付金実施計画の様式（別紙6）を活用し、新たに作成してください。

また、協力要請推進交付金実施計画を令和3年度における実施計画と分けたことによわせて、交付限度額算定基礎資料の様式も所要の改訂を行いました。これまで飲食店版、大規模施設等版、酒類販売事業者版に様式を分けていましたが、1の様式にまとめています。今後の手続きにおいては、別紙7の様式をご使用ください。なお、別紙7の交付限度額算定基礎資料を作成するにあたって、従前の様式における「個別シート」に該当するファイル（別紙8）をあわせて送付しますので、必要に応じて、ご活用下さい。※別紙8の提出は必要ありません。

4. 検査促進枠交付金について

(1) 交付限度額の算定について

検査促進枠交付金について、令和3年度3月交付決定の手続きに限り、検査実績及び検査見込みを踏まえ、交付限度額を算定したところですが、予算の効率的活用のため、12月27日付事務連絡で周知していたとおり可能な限り実績額に近い額での交付決定を行います。

(2) 執行手続きについて

①交付限度額算定基礎資料（検査促進計画）の提出

検査促進枠交付金の執行手続きの流れについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」（令和3年12月20日付け事務連絡）の5で示したとおりです。

また、検査促進枠交付金の交付決定は、6月及び9月を予定しています。当面の間における具体的な手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

i) 6月交付決定の手続き

①検査費用等の補助等は、特措法担当大臣との協議を経た検査促進計画に沿って補助等を行ったものを対象とします。

②交付限度額算定基礎資料（支給実績が記載された検査促進計画。以下同じ。）による計画記載用限度額の算定に当たっては、5月13日（金）までの支給実績を算定の対象とします。

③交付限度額算定基礎資料及び検査促進枠交付金に係る新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金実施計画（以下「検査促進交付金実施計画」という。）の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

- ・実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出

【5月13日（金）】

- ・計画記載用限度額を反映した検査促進交付金実施計画を内閣府に提出

【5月26日（木）】

・交付申請・交付決定

【6月下旬】

・その後、必要に応じて概算払

ii) 9月交付決定の手続き

①検査費用等の補助等は、特措法担当大臣との協議を経た検査促進計画に沿って補助等を行ったものを対象とします。

②交付限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、8月3日（水）までの支給実績を算定の対象とします。

③交付限度額算定基礎資料及び検査促進交付金実施計画の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

- ・実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出

【8月3日（水）】

- ・計画記載用限度額を反映した検査促進交付金実施計画を内閣府に提出

【8月22日（月）】

・交付申請・交付決定

【9月下旬】

- ・その後、必要に応じて概算払

(参考)

	交付限度額算定基礎資料（検査促進計画）の提出	実施計画（検査促進枠）の提出	交付決定
i) 6月交付決定の手続	5月13日（金）	5月26日（木）	6月下旬
ii) 9月交付決定の手続	8月3日（水）	8月22日（月）	9月下旬

②検査促進交付金実施計画の作成と提出

検査促進交付金実施計画は、既に提出いただいた実施計画（別紙9）を変更し、作成してください。ただし、令和3年度に提出した実施計画に掲げる全事業が既に完了し、完了報告を行った都道府県においては、令和4年度以降の事業について、新たな検査促進交付金実施計画の作成をお願いします。

5. 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、臨時交付金創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等において、各地方公共団体において、事業終了後に、公表するようお願いしているところです。特に、令和2年度中に完了している事業について、未公表の地方公共団体における速やかに公表に向けて検討をお願いします。また、公表に当たっては、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行うようお願いします。公表状況について、別途、調査させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

さらに、令和3年度中に完了した事業等を対象として、内閣府よりアンケート調査等へのご協力ををお願いすることができますので、あらかじめお知らせします。

6. 国における予算科目について

令和3年12月27日付事務連絡において周知したとおり、予算科目上、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金の3つの目に分けて管

理しています。

協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金について、令和3年度は、(目)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金より交付していましたが、令和4年度からは、(目)新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金より交付することとしています。そのため、令和4年度に新たに作成していただく協力要請推進交付金実施計画に対しては、(目)新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金より交付することとなります。

また、検査促進枠交付金については、令和3年度から変更はなく、(目)新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金より交付します。さらに、通常分交付金についても、令和3年度から変更はなく、(目)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金より交付します。

なお、令和3年度補正予算で措置された6.8兆円の内訳を変更するものではありません。

<関係資料一覧>

- 別紙1 令和4年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙2 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）（R4.4改訂版）
- 別紙3 令和4年度実施計画（通常分）様式、チェックリスト、基金調べ
- 別紙4 令和4年度実施計画（通常分）記入要領
- 別紙5 特定事業者等支援に関する公表様式^{*1}
- 別紙6 協力要請推進交付金実施計画（R4.4.1版）
- 別紙7 交付限度額算定基礎資料【協力要請推進枠・即時対応】（R4.4.1版）
- 別紙8 交付限度額算定基礎資料作成用個別シート（R4.4.1版）
- 別紙9 検査促進交付金実施計画（R4.4.1版）
- 別表1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率1.0）（R3.12改訂版）^{*2}
- 別表2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）（R3.12改訂版）^{*2}
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）
- 別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第7版）
- 別添4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠等」Q&A（R4.4.1版）

※1：令和3年2月2日に示した様式から変更ありません。

※2：令和3年12月27日に示した別表から変更ありません。

(照会先)

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

畠・中山・仙田・寺田・磯貝・中村・反町・上坂

直通 03（5501）1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

令和4年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール

別紙1

地方単独事業分

(本省繰越分約8,121億円)

国庫補助事業の地方負担分

① (令和4年1月～3月分)

② (令和4年4月以降分)

4月
5月
6月
7月
8月
9月

冬頃

希望団体のみ

実施計画第1回受付 (5/9〆)

実施計画の確認・
第1回交付決定 (6月中)

実施計画第2回受付 (7/29〆)

実施計画の確認
第2回交付決定 (9月中)

必要に応じ、実施計画の変更

各府省による補助金等の
交付決定等

通知発出 (4/1)

地方負担額調べ (4～5月)

交付限度額通知 (6月下旬)

各府省による補助金等の
交付決定等

交付限度額通知

実施計画受付

実施計画の確認
交付決定

交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表・報告

(注) 実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

令和4年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール

別紙1

協力要請推進枠等分

検査促進枠分

4月

通知発出（4/1）

限度額算定基礎
資料受付（5/13〆）

限度額通知

実施計画受付（5/26〆）

実施計画の確認・
交付決定（6月下旬又は7月）

通知発出（4/1）

限度額算定基礎
資料受付（8月上旬）

限度額通知

実施計画受付（8月下旬）

実施計画の確認・
交付決定（9月下旬）

通知発出（4/1）

限度額算定基礎
資料受付（5/13〆）

限度額通知

実施計画受付（5/26〆）

実施計画の確認・
交付決定（6月下旬）

通知発出（4/1）

限度額算定基礎
資料受付（8月上旬）

限度額通知

実施計画受付（8月下旬）

実施計画の確認・
交付決定（9月下旬）

5月

6月

7月

8月

9月



交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表・報告

別表1(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率1.0))

(い)	(ろ)
対象事業	対象事業を所管する大臣
子どものための教育・保育給付交付金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金(放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業を除く)	内閣総理大臣
都道府県警察費補助金	内閣総理大臣
緊急消防援助隊設備整備費補助金	総務大臣
公立学校施設整備費負担金 (公立特別支援学校施設整備費に限る)	文部科学大臣
学校施設環境改善交付金 (公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心にスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)	文部科学大臣
義務教育費国庫負担金	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費交付金 (幼稚園の感染症対策支援に限る)	文部科学大臣
学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業及び学校等における感染症対策等支援事業に限る)	文部科学大臣
学校臨時休業対策費補助金	文部科学大臣
私立高等学校等経常費助成費補助金 (教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)	文部科学大臣
医療提供体制推進事業費補助金 (看護師養成所等における実習補完事業に限る)	厚生労働大臣
疾病予防対策事業費等補助金 (マイナンバー情報連携体制整備事業及び新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に限る)	厚生労働大臣
保健衛生施設等施設整備費補助金	厚生労働大臣
感染症予防事業費等負担金	厚生労働大臣
感染症医療費負担金	厚生労働大臣
保育対策総合支援事業費補助金 (保育環境改善等事業のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び保育所等における感染症対策のための改修整備等事業に限る)	厚生労働大臣
保育所等整備交付金 (保育所等における感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 (令和3年度第一次補正予算分に限る)	厚生労働大臣
児童福祉事業対策費等補助金 (感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業、児童の安全確認等のための体制強化事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、児童養護施設等の感染防止対策のための相談・支援事業及び一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業に限る)	厚生労働大臣
児童保護医療費負担金	厚生労働大臣

母子家庭等対策費補助金 (感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業及びひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業のうち新型コロナウィルスの感染拡大防止対策を目的として実施するものに限る）に限る)	厚生労働大臣
次世代育成支援対策施設整備交付金 (感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
母子保健衛生費補助金 (新型コロナウィルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスのうち令和2年度第二次補正予算分に限る）、乳幼児健康診査個別実施支援事業、新型コロナウィルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分及び令和3年度第一次補正予算分に限る）、児童健康診査個別実施支援事業及び産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業に限る)	厚生労働大臣
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (住居確保給付金（令和3年度第一次補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、新型コロナウィルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業、新型コロナウィルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業及び生産活動拡大支援事業に限る)	厚生労働大臣
社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業及び障害者支援施設等における個室化改修等支援事業に限る)	厚生労働大臣
障害児入所給付費等負担金 (特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウィルス感染症に対応した心のケア支援事業（令和2年度補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
精神障害者医療保護入院費補助金	厚生労働大臣
精神障害者措置入院費負担金	厚生労働大臣
医療扶助費等負担金	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に限る)	厚生労働大臣
障害児入所医療費等負担金	厚生労働大臣
障害者医療費負担金	厚生労働大臣
後期高齢者医療給付費等負担金 (後期高齢者医療給付費負担金及び高額医療費等負担金に限る)	厚生労働大臣
国民健康保険療養給付費等負担金 (保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金に限る）に限る)	厚生労働大臣
国民健康保険財政調整交付金 (同交付金に対応する都道府県繰入金分に限る)	厚生労働大臣

別表2(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率0.8))

(い)	(ろ)
対象事業	対象事業を所管する大臣
沖縄振興特定事業推進費補助金	内閣総理大臣
地域女性活躍推進交付金	内閣総理大臣
地方創生テレワーク推進交付金	内閣総理大臣
デジタル田園都市国家構想推進交付金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金(放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業に限る)	内閣総理大臣
地域少子化対策重点推進交付金	内閣総理大臣
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	内閣総理大臣
地域就職氷河期世代支援加速化交付金	内閣総理大臣
地域子供の未来応援交付金	内閣総理大臣
地方消費者行政強化交付金	内閣総理大臣
無線システム普及支援事業費等補助金 (高度無線環境整備推進事業に限る)	総務大臣
情報通信技術利活用事業費補助金 (データ連携促進型スマートシティ推進事業に限る)	総務大臣
外国人受入環境整備交付金	法務大臣
教育支援体制整備事業費交付金 (幼稚園のICT環境整備支援に限る)	文部科学大臣
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	文部科学大臣
公立学校情報機器整備費補助金 (学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールソーター配置支援事業に限る)	文部科学大臣
私立高等学校等経常費助成費補助金 (授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)に限る)	文部科学大臣
地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッショングの活動再開支援事業に限る)に限る)	文部科学大臣
文化芸術振興費補助金 (文化施設の感染症防止対策事業、文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業、劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業(令和2年度第三次補正予算分に限る)、文化資源活用推進事業及び文化施設の活動継続・発展等支援事業に限る)	文部科学大臣
疾病予防対策事業費等補助金 (健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業及び特定感染症検査等事業(緊急風しん抗体検査等事業に限る)に限る)	厚生労働大臣
保育対策総合支援事業費補助金 (保育士修学資金貸付等事業、保育所等改修費等支援事業及び保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)に限る)	厚生労働大臣
子育て支援対策臨時特例交付金 (不妊に悩む方への特定治療支援事業に限る)	厚生労働大臣
地域自殺対策強化交付金 (地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)	厚生労働大臣

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (住居確保給付金（令和2年度補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業、居宅生活移行緊急支援事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、障害福祉分野のICT導入モデル事業、障害福祉分野のロボット等導入支援事業及び新型コロナウィルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業（令和3年度第一次補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（市町村実施分（特定個人情報データ標準レイアウト改版分））及びウィズコロナ下での感染防止対策を確保した上での通いの場をはじめとする介護予防の推進や施設での面会等の再開・推進支援事業に限る)	厚生労働大臣
職業能力開発校設備整備費等補助金	厚生労働大臣
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 (令和2年度補正予算分に限る)	厚生労働大臣
雇用開発支援事業費等補助金 (地域活性化雇用創造プロジェクト（地域雇用再生コース）に限る)	厚生労働大臣
児童福祉事業対策費等補助金 (虐待防止のための情報共有システム構築事業、児童相談所等におけるICT化推進事業、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に限る)	厚生労働大臣
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)	農林水産大臣
農業・食品産業強化対策整備交付金 (国産農畜産物供給力強化化対策に限る)	農林水産大臣
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 (農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業及び担い手確保・経営強化支援事業費に限る)	農林水産大臣
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金 (麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトのうち水田麦・大豆産地生産性向上事業（令和2年度第三次補正予算に計上された国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金を受けて実施する同事業を含む）に限る)	農林水産大臣
中小企業経営支援等対策費補助金 (地域企業再起支援事業費に限る)	経済産業大臣
奄美群島振興交付金	国土交通大臣
小笠原諸島振興開発費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	国土交通大臣
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和2年度第三次補正予算に計上された再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業を含む）)	環境大臣

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）

別紙2

地方創生臨時交付金は、国の施策ではカバーし切れない、地域の実情に応じた取組の財源に充てていただくためのものであり、国の施策と組み合わせながら有効活用してください。また、本表は問合せの多かった事業等で活用が可能な地方単独事業をまとめたものであり、臨時交付金の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

感染症対応や雇用維持、事業継続等に関する事業の例

◆ 感染症対応等

- ・感染拡大防止のための情報発信支援
- ・感染疑い者に対する外来受診時の交通手段の提供支援
- ・宿泊施設への自主的避難に対する支援
- ・感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等
- ・感染の有無に関する検査（行政検査等として国が補助する場合を除く）
- ・飲食店の第三者認証制度の普及に向けた支援
- ・ワクチン・治療薬の研究開発
- ・ワクチン接種促進のための体制整備等
- ・ワクチン・検査パッケージの運営支援
- ・インフルエンザワクチンの接種促進に向けた支援
- ・病院施設等における感染症対策への支援

◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等の雇用創出支援
- ・内定取消等に対応した雇用相談センターの設置
- ・在留外国人労働者等に対する雇用維持支援
- ・障がい者、保護観察対象者等の就労継続支援
- ・子育て世帯・家計急変学生・生徒・生活困窮者に対する給付金
- ・住まい確保困窮者に対する支援
- ・住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・生活者に対する灯油等燃料費高騰の負担軽減、**物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減**

◆ 事業継続等

- ・事業者（トラック輸送、内航海運、施設園芸、漁業等）に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を軒嫁した場合の影響緩和を含む）
 - ・休業要請に伴う協力金等
 - ・売上減の事業者に対する給付金
 - ・酒類を提供する飲食店の営業時間短縮等の影響を受ける酒類販売事業者に対する給付金
 - ・中小企業等への金融支援（利子補給、保証料補助等）
 - ・テナント・不動産オーナーに対する家賃支援
 - ・建機・車両等、事業用資産の固定費支援
 - ・事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減
 - ・公益法人等に対する活動継続支援
 - ・公共施設の指定管理者等への協力金や再開に向けた支援
- （観光）**
- ・観光資源、観光関連産業（お土産物屋等）に対する経営支援
 - ・宿泊事業者・旅行業者の事業継続・再開支援
 - ・地域の旅館・ホテルや観光施設のリババランの策定支援
 - ・観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する事業継続・再開支援
- （地域公共交通）**
- ・鉄道・バス・旅客船・航空など地域公共交通の維持・確保支援
 - ・地域のタクシー事業者やコミュニティバスに対する経営支援
 - ・鉄道・バス・旅客船など地域公共交通のリババラン策定支援
 - ・地方空港・港湾の機能の維持・確保支援
- （配送物流）**
- ・地域の物流の維持・確保支援
 - ・タクシー等の飲食物等の配達代行者に対する支援
- （教育）**
- ・公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
 - ・スクールバス事業者、学校給食関連事業者に対する経営支援
 - ・臨時休業に伴う食、修学旅行等のキャンセル代、感染症対策等の支援
 - ・私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援、低所得世帯の学びを支えるための就学援助
 - ・特別支援学校の食費の利用料の返還支援
- （文化・スポーツ・生活）**
- ・文化芸術・スポーツ団体等やフリーランスの活動継続・再開支援
 - ・自粛要請に応じた文化芸術・スポーツ関係者への協力金
 - ・文化・スポーツ施設や式典施設（結婚式場等）、自然体験施設等に対する経営支援
 - ・公立社会体育施設・文化施設等における使用料の減免等の支援
 - ・医業類似行為（あはき業等）を行う事業者に対する経営支援
- （農林水産）**
- ・自粛要請等で出荷できない農産物・水産物・畜産品・花き・木材等の国内外の新たな販路拡大等の経営継続に向けた取組支援
 - ・外国人技能実習生の来日遅延などに対応した農業・漁業分野等における人材の育成・確保支援
 - ・農作物の次期作に必要な種苗購入等支援
 - ・農畜水産物等の価格下落により減収した農家等に対する支援
 - ・滞留する原木・水産物の保管等支援

* 上記の事業の例はいずれも新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等、新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業に限ります。

「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等に関する事業の例

◆ 社会的な環境の整備

- (③ 密対策を実施したより快適な空間の創造)
 - ・観光・飲食施設、医療機関、公共交通機関（車両・待合所）等の3密対策支援
 - ・公園や社会教育施設、文化・スポーツ施設等における感染防止対策支援
 - ・夏季開校に向けた教室・体育館・給食施設等の空調設備の整備支援
 - ・私立幼稚園や認定こども園における空調換気設備整備
 - ・濃厚接触者追跡アプリの導入支援

(キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用)

- ・観光・文化・スポーツ施設、公共交通におけるキャッシュレス導入
- ・地域の仮想通貨等の導入支援

(行政手続のオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化。)

- ・行政手続のスマート化、行政事務のデジタル化の推進
- ・デジタル機器・サービスに不慣れな住民へのオンライン行政手続等の利用支援
- ・電子図書館サービスやオンライン健康相談サービスの導入
- ・マイナポイントの上乗せ等によるマイナンバーカードの普及促進

(新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築)

- ・避難所における物資調達や避難情報アプリ導入等の感染症対策支援
- ・宿泊施設や研修所等の避難所としての活用支援

◆ 新たな暮らしのスタイルの確立

(新たな時代に相応しい教育の実現)

- ・オンライン・遠隔教育のための人材育成、教材、機材、通信費等支援
- ・高等学校等におけるPC・タブレット端末、LTE通信機器等の導入支援
- ・教員等の追加配置や人材マッチング支援
- ・医療的ケアのための看護師やスクールカウンセラー等の配置、SNS相談体制構築等の支援
- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する学習支援・教育相談等の支援

(オンライン診療等の推進)

- ・オンライン診療・服薬指導のための通信インフラや配達インフラ等の整備支援
- ・オンライン化に伴うシステム等のアドバイスを行うITコーディネーターの利用支援
- ・オンラインによる高齢者の在宅での介護予防への取組み支援

(文化・スポーツ・生活等の新たな発信の推進)

- ・「新しい生活様式」下での文化・スポーツイベント、ライブ・エンターテイメントの開催支援
- ・「新しい生活様式」下での結婚式等の冠婚葬祭の開催支援
- ・子どもの文化芸術体験・運動機会や部活動の発表の場の確保支援
- ・放送コンテンツの海外展開支援
- ・町内会等に対するデジタル化支援

(都市と地域の両方に働く・楽しむライフスタイルの開拓)

- ・ワーケーションや人材マッチング等の新たな地域移住等の需要の取り込み支援
- ・テレワークの導入、テレワーク用サテライトオフィスの整備支援
- ・地方の研究機関の研究設備等の遠隔化・自動化支援

(ひとり親家庭、単身高齢者などへの新しいつながりの創出)

- ・NPO等による失職者等の雇入れや子ども等の居場所づくりの取組支援
- ・移動販売等の外出できない高齢者等のケアに必要な物流整備支援
- ・フードバンクや食品関連事業者等による食品ロス削減等の取組支援
- ・オンライン相談等のDV被害者支援の取組支援

(MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備)

- ・MaaSなどを活用した交通サービスの提供支援
- ・自動走行等の社会実装支援

◆ 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

(新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備)

- ・倉庫のICTによる自動化等の物流効率化支援
- ・非接触・非対面の輸送等のためのドローン・空飛ぶクルマ開発・活用支援
- ・飲食店・利用者・宅配事業者を結びつけるアプリ支援

(「新しい旅行スタイル」の環境整備や新たな観光ビジネス展開の促進)

- ・観光・文化・スポーツ施設等の予約・来館者登録システムの導入支援
- ・レンタルサイクルの拡充や自転車観光の推進
- ・宿泊・飲食業・タクシーによるティアアウト・配送事業の推進

(③ 密対策や新商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行)

- ・旅行・宿泊商品の割引支援等による地域内の観光需要の喚起支援
- ・地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援

(農林水産業及び食料産業への新たな投資促進・労働力確保)

- ・農業・漁業分野等における人材確保・育成や輸出・事業転換等の支援
- ・地元農産物を利用した6次産業化商品の開発支援
- ・食品関連イベントなど農林漁業者・食品事業者のマッチング支援
- ・スマート農業や食品流通事業者・卸売市場開設者等の省人化支援

(地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の推進)

- ・地域企業群とスタートアップ人材・企業の連携支援
- ・廃業危機にある事業者と創業希望者とのマッチング支援
- ・事業者の研究開発、製品の品質向上への取組支援
- ・中小企業の生産性向上・販路開拓支援

(地域商社・DMO・ローカルベンチャーを通じた地域経済力の強化)

- ・地域商社等の形で、地域内外の人材が協創する場の創設・創業支援
- ・地域デザインプロデューサーの育成、地域産品の販路拡大支援

- 我が国経済は、原油や穀物等の価格が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の物資の安定供給が滞り、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況。
- このため、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定。
- 本年6月までに新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、骨太方針2022を取りまとめる。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す。

・ 原油価格高騰対策

1. 激変緩和策

燃料油に対する激変緩和事業（延長・拡充）（注）：

- ・基準価格を172円から168円に引き下げ
- ・支給幅を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援
- ・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
- ・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討

2. 業種別対策

漁業：漁業経営セーフティネット構築事業等による燃油価格等が上昇した場合の補てん金交付等

農林業：施設園芸等燃油価格高騰対策等による燃油価格が上昇した場合の補てん金交付等

運輸業：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策

生活衛生関係営業：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等

その他：持続化補助金を活用した、LPGガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

・ 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 賃上げ・価格転嫁対策

賃上げを行う企業への支援の強化：

- ・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
- ・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ 等

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」：

- ・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備 等

2. 資金繰り支援等：

政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化：

- ・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の更なる金利引下げ
- ・新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
- ・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化 等

・ 今後への備え

・ 公共事業の前倒し

・ その他

予備費の確保：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（仮称）」として改組・使途を拡大した上で、5兆円の水準を確保等

公共事業の前倒し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底

合計

本対策の規模	国費（備考）	1.5兆円程度	0.5兆円程度	1.3兆円程度	1.3兆円程度	1.5兆円程度	6.2兆円程度
	事業規模	1.5兆円程度	2.4兆円程度	6.5兆円程度	1.3兆円程度	1.5兆円程度	13.2兆円程度

(備考)国費のうち、一般予備費の使用額は、0.4兆円程度（：0.3兆円程度、：0.1兆円程度）、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1.1兆円程度（：90億円程度、：0.1兆円程度、：1.0兆円程度）。補正予算額は、2.7兆円程度（：1.2兆円程度、：1.5兆円程度）。

(注)激変緩和策(本年5～9月)によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価（総合）は0.5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。

これに加え、漁業・農林業・運輸業向けの燃油等価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、その他学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策等による効果も期待される。

3. 地方公共団体の実施する対策への支援

- | **新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）**
 - Ø 地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。これにより、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。
- | **地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置（総務省）**
 - Ø 原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、生活困窮者等に対する灯油購入等の助成等の地方公共団体が実施する原油価格高騰対策への財政支援をきめ細かく行う。

. 今後への備え

- | **予備費の確保**
 - Ø 今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、一般予備費について、本対策で使用した金額相当を措置し、引き続き5,000億円の水準を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策予備費について、本対策で使用した金額を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(仮称)」として改組・使途を拡大した上で、5兆円の水準を確保する。

. 公共事業の前倒し

- | **公共事業の前倒し執行（関係府省）**
 - Ø 令和4年度予算で措置した公共事業について、入札契約手続期間の運用の見直し等により前倒しで執行するなど、これまでに成立した予算を迅速かつ着実に執行する。

. その他

- | **政府広報も含めた施策の周知徹底（内閣府等）**
 - Ø 各施策の内容や必要性を 국민に広く周知するため、インターネット・SNS広告を活用し、効果的な政府広報を実施するとともに、国・地方一体となって各施策の実施主体がわかりやすい情報発信を行う。

事務連絡
令和4年4月28日

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

令和4年4月26日の第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」(以下「総合緊急対策」という。)において、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設が示されたところです。(別紙1参照)

このため、令和3年度補正予算で計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)における地方単独事業分1.2兆円のうち留保していた2,000億円及び令和4年4月28日に閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費(以下「令和4年度コロナ対策予備費」という。)の使用により臨時交付金に措置された8,000億円の合計1兆円を活用することにより「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるよう臨時交付金を追加配分することとしました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。)について所要の改正を行うとともに、運用について下記のとおり定めました。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願ひします。

記

1. 臨時交付金の拡充について

総合緊急対策において、「コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充」等とされたことを

踏まえ、令和4年度コロナ対策予備費から臨時交付金に8,000億円が追加計上されました。追加計上された8,000億円は、通常分交付金（事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金をいう。以下同じ。）のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」として配分することとします。これに伴い、制度要綱について所要の改正を行いました。

各地方公共団体におかれましては、引き続き、臨時交付金の趣旨を十分に踏まえ、本交付金を有効に活用し、事業の実施に取り組むようお願いします。

2. 通常分交付金に係る交付対象事業について（制度要綱第3関係）

（1）交付対象事業

通常分交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年4月1日付け事務連絡。以下「令和4年4月1日付事務連絡」という。）から大きく変更ありません。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（国庫補助事業等及び地方単独事業）に自由度高く活用することができます。ただし、通常分交付金の予算のうち令和4年度コロナ対策予備費で確保した8,000億円については、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることから、当該予算を活用した地方単独事業の対象を重点化しているため、下記に記載の内容に留意すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に掲げられた4つの柱（I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、II雇用の維持と事業の継続、III次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、IV強靭な経済構造の構築）のいずれかに該当する事業、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた3つの柱のうち2つの柱（I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、IIポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現）のいずれかに該当する事業、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」

（令和3年11月19日閣議決定）に掲げられた4つの柱のうち3つの柱（I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、II「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、III未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動）のいずれかに該当する事業又は総合緊急対策に掲げられた4つの柱（I 原油価格高騰対策、IIエネルギー・原材料・食料等安定供給対策、III新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、IVコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援）のいずれかに該当する事業で新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業が交付対象となります。

交付対象となる国庫補助事業等及び地方単独事業の条件は以下のとおりです。

①国庫補助事業等

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下のいず

れかに該当する事業です。

- ・国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- ・国の令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業
- ・国の令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染症拡大防止に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置をした事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）
- ・国の令和2年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）
- ・国の令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業
- ・国の令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業

なお、上記に該当する事業のうち、令和3年度中に国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和3年度予算に計上した事業についても、既に提出した令和3年度実施計画に当該事業を記載していない場合、令和4年度実施計画に記載することが可能です。

②地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和4年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業

ただし、通常分交付金の予算のうち令和4年度コロナ対策予備費で確保した8,000億円については、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることから、当該予算の交付対象事業は、以下の要件を付すこととします。

【コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援】

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当

該生活者等に直接的に及ぶ事業を交付対象とします。具体的には、当該生活者等を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）又は交付金を財源として当該生活者等が本来負担すべき費用等を減免する事業が該当します。なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。また、民間団体のみならず公的団体も対象となります。

総合緊急対策では、臨時交付金により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされているところです。コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援として、国の支援措置の上乗せ・横出しを含め国の施策を補完する支援（例えば、子育て世帯生活支援特別給付金による児童一人当たり一律5万円に対して上乗せを行い10万円等の給付を行う、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金による対象者の要件緩和等）、生活困窮者等が物価高騰等においても生活必需品を購入できるよう収入状況に応じた支援、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯への支援、農林水産業や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等への支援など、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。なお、ウクライナからの避難民への生活支援等にも活用可能です。また、通常分交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用が可能な事業として想定されるものを別紙2に整理していますので、こちらも参考にしてください。

なお、地方公共団体の令和3年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として令和4年度実施計画に記載することができませんが、令和2年度又は令和3年度中に行われた営業時間短縮要請等に対する協力金支給に係る協力要請推進枠交付金及び一般検査事業に係る検査促進枠交付金の地方負担分に係る事業のうち、令和3年度実施計画に記載されていない事業に限り、令和4年度実施計画に記載することを認めます。

（2）通常分交付金に係る対象外経費

通常分交付金に係る対象外経費については、令和4年4月1日付事務連絡から変更ありませんので、同事務連絡1（2）2）を参照ください。

3. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

（1）コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の算定額

通常分交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の1兆円のうち令和3年度補正予算で措置された6.8兆円のうち地方単独事業分として留保していた2,000億円及び令和4年度コロナ対策予備費で措置された8,000億円のうち6,000億円の合計8,000億円を先行交付することとします。なお、交付限度額の算定に当たっては、新型コロ

ナワクチン3回目接種者割合及びウクライナからの避難民の受入人数を考慮して算定することとしています。

令和4年度コロナ対策予備費で措置された8,000億円のうち2,000億円の取扱いについては、今後のコロナ禍における原油価格・物価、感染状況や地域経済の状況等を踏まえて追加交付する予定です。追加交付に当たっては、今後の新型コロナワクチン3回目接種者割合やウクライナからの避難民の受入人数を反映して算定を行う予定です。

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る算定額については、制度要綱別紙1の1〔3〕の算式のうち、乗率 α 、 γ をそれぞれに掲げる区分に従って定める数値として算定した額とします。

- ・都道府県分 $\alpha = 1.066719773$ 、 $\gamma = 1.041764026$
- ・市町村分 $\alpha = 1.076655125$ 、 $\gamma = 1.012999800$

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの交付限度額（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）は、別途通知します。

（2）国庫補助事業等の地方負担に係る算定額

令和4年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する分については、今般の令和4年度コロナ対策予備費を踏まえ、交付限度額の算式は以下のとおりとなります。通知時期は、令和4年4月1日付事務連絡の取扱いから変更はなく、国庫補助事業等を所管する各府省による交付決定等の状況を踏まえ、冬頃に通知予定です。なお、別表1は、所要の改訂を行っており、別表2は令和4年4月1日付事務連絡から変更ありません。

令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）、令和3年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額の合計額 \times 算定率

＜算定率＞

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業※・・・・1.0
雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靭な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底

に関する別表2の事業* ··· 0.8
※未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）を含む。

4. 実施計画の作成と提出について

通常分交付金の交付にあたって令和4年4月1日付事務連絡において周知した令和4年度に作成していただく新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金実施計画（以下「令和4年度実施計画」という。）の作成及び提出については、令和4年4月1日付事務連絡から変更ありませんので、同事務連絡1（4）を参照ください。

なお、総合緊急対策を踏まえ、令和4年度実施計画の様式を一部修正し、後日、修正後の様式を送付する予定です。実施計画第2回提出以降は、修正後の様式を使用していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

（参考）令和4年4月1日付事務連絡に記載の実施計画提出時期

第2回提出受付 令和4年7月29日（金）12:00【厳守】※原則全団体
最終提出受付 冬頃に予定（詳細については別途お知らせ）

5. 留意事項（令和4年4月1日付事務連絡からの再周知）

（1）臨時交付金の活用に当たっての留意点について

臨時交付金の活用に当たっての留意点については、これまで「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年2月2日付け事務連絡）、「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年4月1日付け事務連絡）、令和4年4月1日付事務連絡及びQ&A等において周知しているとおり、臨時交付金を効率的・効果的な事業に活用するとともに、説明責任をしっかり果たして頂くようお願いしているところです。既にご承知のとおり、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として取り組まれる必要な事業であれば自由度高く活用できるものであることから、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任を果たしていただくものです。

また、これまで周知していたとおり、「令和3年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和2年11月25日）において、「新型コロナ対応という意味では、国の一連の措置に加えて、既に令和2年度（2020年度）の2度の補正予算で合計3兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が設けられた。各地域の実情に応じてきめ細やかな対応を可能にするという本来の目的に沿って、各地方公共団体は、創意工夫をこらして効率的かつ効果的に交付金を活用し、実施状況と効果についても説明責任を果たしていくことが求められる。」とされていますので、改めてご承知いただきますようよろしくお願いします。

(2) 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、臨時交付金創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等において周知しているとおり、各地方公共団体において、事業終了後に、公表するようお願いします。

別紙1 「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設

別紙2 地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）の活用が可能な事業（例）

別表1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率1.0）（R4.4改訂版）

別表2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）（R4.4改訂版）*

別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）

別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照表）

*令和3年12月27日に示した別表から内容に変更ありません。

(照会先)

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

畠・中山・仙田・寺田・磯貝・中村・反町・上坂

直通 03（5501）1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設

別紙1

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。

○予算額: 1兆円(コロナ予備費0.8兆円+既定予算0.2兆円)

○交付対象: 都道府県及び市町村

○対象事業:

(生活支援)

コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業

【取組例】

- ・生活に困窮する方々の生活支援
(住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援)
- ・学校給食費等の負担軽減
- ・子育て世帯の支援
(子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ)

(産業支援)

コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業

【取組例】

- ・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
(事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援)

○算定方法: 人口や感染状況等を基礎として算定

※1兆円のうち0.8兆円を先行して交付

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）別紙2 の活用が可能な事業（例）

総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、地方創生臨時交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体が実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乗せや横出しを含む）に幅広く活用することが可能です。

本表は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする活用可能な事業の一部をまとめたものであり、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

生活者支援に関する事業

◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給
- ・生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給
- ・生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減
- ・住まい確保困窮者に対する支援
- ・住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等に対する支援
- ・在留外国人労働者等に対する就労支援
- ・障がい者、保護観察対象者等に対する就労支援
- ・特別支援学校の食事費の利用料の負担軽減
- ・学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援
- ・公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援
- ・地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行

事業者支援に関する事業

◆ 事業継続等

- ・事業者に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁する場合の影響緩和を含む）
- ・事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助
- ・仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援
- ・テナントに対する家賃などの固定費支援
- ・中小企業等の資金調達コストの低減（利子補給、信用保証料補助等）
- ・再生可能エネルギーの導入に向けた支援

（農林水産）

- ・漁業者、農林業者に対する経営支援
- ・漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援

（運輸・交通）

- ・鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空など地域公共交通の経営支援
- ・地域の物流の維持に向けた経営支援

（観光）

- ・宿泊事業者・旅行業者・観光関連産業に対する経営支援
- ・観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援

（生活衛生）

- ・飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの事業者に対する経営支援

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱

令和2年5月1日	府地創第127号
消地協第113号	総行政第103号
入管庁支第161号	2文科政第25号
厚生労働省発会0430第2号	2農振第284号
20200428財地第4号	国総政第3号
令和2年6月24日	一部改正
令和2年9月23日	一部改正
令和2年12月16日	一部改正
令和3年2月2日	一部改正
令和3年2月26日	一部改正
令和3年3月24日	一部改正
令和3年4月30日	一部改正
令和3年6月25日	一部改正
令和3年7月15日	一部改正
令和3年8月5日	一部改正
令和3年8月20日	一部改正
令和3年9月17日	一部改正
令和3年10月13日	一部改正
令和3年12月27日	一部改正
令和4年1月14日	一部改正
令和4年1月31日	一部改正

令和4年4月1日
一部改正
令和4年4月28日
一部改正

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の全ての事項、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの事項、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動の3つの事項並びに「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）の全ての事項（以下「経済対策」と総称する。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、社会経済活動の再開と危機管理の徹底、ポストコロナ社会を見据えた成長・分配の実現及びコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。
- 2 事業者支援交付金
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）

のうち、感染拡大の影響を受けている事業者の支援等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付するものをいう。

3 協力要請推進枠等交付金

次の各号に掲げる費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付するものをいう。

一 協力要請推進枠交付金

交付金のうち、営業時間短縮の要請等に伴う協力金又は酒類販売事業者（酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。以下同じ。）に対する支援金の支払い等に要する費用

二 検査促進枠交付金

交付金のうち、新型コロナウイルス感染症に係る検査（別紙1に規定するPCR検査等又は抗原定性検査に限る。以下「検査」という。）に対する支援等に要する費用

4 即時対応特定経費交付金

交付金のうち、営業時間短縮の要請等に伴う協力金の支払い等に関連し、国が交付するものをいう。

第3 交付金の交付の対象

1 交付対象者

交付金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

一 交付金の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）とする。

二 協力要請推進枠等交付金の交付対象者については、一にかかわらず、都道府県とする。ただし、都道府県が、別に定めるところにより、市町村との協議を経た上で、当該都道府県分の協力要請推進枠等交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合においては、市町村又は都道府県及び市町村とする。

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業であること。

二 国の補助事業等にあっては別表に定める事業で国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業、国の令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業、国の令

和 3 年度補正予算（第 1 号又は特第 1 号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和 2 年度補正予算（第 3 号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業、国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和 2 年 2 月 13 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 2 弹－」（令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和 2 年度予算に計上されたものに限る。）、国の令和 2 年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、国の令和 2 年度補正予算（第 1 号又は第 2 号）に計上された予備費により実施される事業又は令和 4 年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業、地方単独事業にあっては地方公共団体の令和 2 年度予算、令和 3 年度予算若しくは令和 4 年度予算に計上され、実施される事業（令和 2 年度当初予算に計上された事業にあっては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に特に必要と認められるものに限る。）又は令和 2 年度予算、令和 3 年度予算若しくは令和 4 年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。

三 事業者支援交付金については、感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援又は事業者若しくは地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する地方単独事業であること。

四 協力要請推進枠等交付金については、以下のイからロまでのいずれか、即時対応特定経費交付金については、以下のイ又はロ（別紙 1 における「基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」に係る事業に限る。）に該当する事業であること。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 1 項又は第 45 条第 2 項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等（令和 2 年 11 月 1 日以降に新たに行うものに限る。以下「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下同じ。）に対する協力金等（協力金、支援金その他名目の如何を問わず、要請に応じた者に対して支出する金銭をいう。以下同じ。）であって、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付又は当該協力金等の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業

ロ 要請等（特措法第 32 条第 1 項第 2 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）又は同法第 31 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域のうち同法第 31 条の 6 第 1 項に基づき都道府県知事が定める区域（以下「まん延防止等重点措置地域」という。）における

- ものに限る。)に応じた別紙1に規定する特定大規模施設運営事業者又は支給対象テナント事業者等に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付又は当該協力金等の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業
- ハ 要請等に応じた対象者との直接又は間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者に対する支援金の給付又は当該支援金の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業
- ニ 都道府県が作成する検査を促進するための計画(別に定める実施要領を踏まえ、特措法担当大臣の協議を経たものに限る。以下「検査促進計画」という。)に基づき、別紙1に規定するワクチン・検査パッケージ等定着促進事業又はワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業
- ホ 特措法第24条第9項、第31条の6第2項又第45条第1項に基づき都道府県対策本部長が行う検査の受検要請の内容を含む検査促進計画に基づき、別紙1に規定する一般検査事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業
- 五 第一号から第三号まで及び前号イからハまでに掲げる事業は、令和2年4月1日以降に実施される事業であること。前号ニに掲げる事業のうちワクチン・検査パッケージ等定着促進事業に係る事業は令和3年11月26日から令和4年3月31日までに、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に係る事業は令和4年1月19日から令和4年6月30日までに実施されること。前号ホに掲げる事業は、令和3年11月26日以降に実施されること。

3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。ただし、協力要請推進枠交付金の交付対象経費には、別紙1に定める方式に基づき、対象者の事業規模に応じた単価により飲食店への協力金等を給付する場合及び別紙2に基づき規模別協力金の一部を早期に給付する場合に限り、交付対象事業の実施に必要な事務費を含むものとする。

第4 交付限度額

- 1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙1により算定される額とする。
- 2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

第5 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業の区分
- 四 交付対象事業と経済対策との関係
- 五 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 六 事業実施期間
- 七 事業者支援交付金を充てる事業であるか否かの別
- 八 協力要請推進枠交付金又は即時対応特定経費交付金を充てる事業であるか否かの別
- 九 検査促進枠交付金を充てる事業であるか否かの別
- 十 その他必要な事項

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

3 協力要請推進枠等交付金に係る交付限度額算定基礎資料の提出

都道府県は、第3の2の四のイ又はロに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、要請等の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による協力要請推進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。都道府県は、第3の2の四のハに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、第4の2の規定による協力要請推進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。

都道府県は、第3の2の四のニ又はホに掲げる事業を実施する目的で、新たに検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合又は事業等に変更があったことにより追加で検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、検査促進計画の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による検査促進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した検査促進計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかに

して、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額（協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金に係る交付限度額については、第5の3に規定する資料に記載された数値に基づき算定された額とする。以下第6において同じ。）以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

- 1 当該地方公共団体の交付対象経費に係る交付対象事業が別表（い）欄に掲げる事業のみであり、かつ、当該各交付対象事業について、同表（ろ）欄の当該各項に定める大臣が一のみである場合 当該大臣
- 2 1以外の場合 総務大臣

第7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第10 協力要請推進枠交付金における協力金等の給付迅速化

協力要請推進枠交付金における協力金等の給付に関し必要な事項は、別紙2に定めるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この決定は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この決定は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この決定は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年2月2日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年8月20日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年4月28日から施行する。

別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を所管する大臣
沖縄振興特定事業推進費補助金	内閣総理大臣
地域女性活躍推進交付金	内閣総理大臣
地方創生テレワーク推進交付金	内閣総理大臣
デジタル田園都市国家構想推進交付金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金	内閣総理大臣
地域少子化対策重点推進交付金	内閣総理大臣
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	内閣総理大臣
地域就職氷河期世代支援加速化交付金	内閣総理大臣
地域子供の未来応援交付金	内閣総理大臣
地方消費者行政強化交付金	内閣総理大臣
無線システム普及支援事業費等補助金 (高度無線環境整備推進事業に限る)	総務大臣
情報通信技術利活用事業費補助金 (データ連携促進型スマートシティ推進事業に限る)	総務大臣
外国人受入環境整備交付金	法務大臣
学校施設環境改善交付金 (公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心にスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費交付金 (幼稚園の感染症対策支援及び幼稚園のICT環境整備支援に限る)	文部科学大臣
学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業及び学校等における感染症対策等支援事業に限る)	文部科学大臣
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	文部科学大臣
公立学校情報機器整備費補助金 (学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配置支援事業に限る)	文部科学大臣
学校臨時休業対策費補助金	文部科学大臣
私立高等学校等経常費助成費補助金 (授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)及び教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る)	文部科学大臣
地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッショナの活動再開支援事業に限る)に限る)	文部科学大臣
文化芸術振興費補助金 (文化施設の感染症防止対策事業、文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業、劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業(令和2年度第三次補正予算分に限る)、文化資源活用推進事業及び文化施設の活動継続・発展等支援事業に限る)	文部科学大臣
医療提供体制推進事業費補助金 (看護師養成所等における実習補完事業に限る)	厚生労働大臣
疾病予防対策事業費等補助金 (マイナンバー情報連携体制整備事業、健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業、新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業及び特定感染症検査等事業(緊急風しん抗体検査等事業に限る)に限る)	厚生労働大臣
保健衛生施設等施設整備費補助金	厚生労働大臣
保育対策総合支援事業費補助金 (保育環境改善等事業のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び保育所等における感染症対策のための改修整備等事業並びに保育士修学資金貸付等事業、保育所等改修費等支援事業及び保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)に限る)	厚生労働大臣
保育所等整備交付金 (保育所等における感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
児童福祉事業対策費等補助金 (感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業、児童の安全確認等のための体制強化事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、児童養護施設等の感染防止対策のための相談・支援事業、虐待防止のための情報共有システム構築事業、児童相談所等におけるICT化推進事業、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業及び一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業に限る)	厚生労働大臣

別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を所管する大臣
母子家庭等対策費補助金 (感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業及びひとり親家庭等生活向上事業 (子どもの生活・学習支援事業のうち新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的として実施するものに限る)に限る)	厚生労働大臣
次世代育成支援対策施設整備交付金 (感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
母子保健衛生費補助金 (新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスのうち令和2年度第二次補正予算分に限る)、乳幼児健康診査個別実施支援事業、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(令和2年度第三次補正予算分及び令和3年度第一次補正予算分に限る)、幼児健康診査個別実施支援事業及び産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業に限る)	厚生労働大臣
子育て支援対策臨時特例交付金 (不妊に悩む方への特定治療支援事業に限る)	厚生労働大臣
地域自殺対策強化交付金 (地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)	厚生労働大臣
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業、居宅生活移行緊急支援事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センター日々中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害福祉分野のICT導入モデル事業、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業、障害福祉分野のロボット等導入支援事業、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業及び生産活動拡大支援事業に限る)	厚生労働大臣
社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業(障害児入所施設又は救護施設を除く)及び障害者支援施設等における個室化改修等支援事業(障害児入所施設又は救護施設を除く)に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業、通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業(市町村実施分(特定個人情報データ標準レイアウト改版分))及びウィズコロナ下での感染防止対策を確保した上での通いの場をはじめとする介護予防の推進や施設での面会等の再開・推進支援事業に限る)	厚生労働大臣
職業能力開発校設備整備費等補助金 (障害者職業能力開発校に限る)	厚生労働大臣
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	厚生労働大臣
雇用開発支援事業費等補助金 (地域活性化雇用創造プロジェクト(地域雇用再生コース)に限る)	厚生労働大臣
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)	農林水産大臣
農業・食品産業強化対策整備交付金 (国産農畜産物供給力強靭化対策に限る)	農林水産大臣
扱い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 (農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業及び扱い手確保・経営強化支援事業費に限る)	農林水産大臣
国産農産物基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金 (麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトのうち水田麦・大豆産地生産性向上事業(令和2年度第三次補正予算に計上された国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金を受けて実施する同事業を含む)に限る)	農林水産大臣
中小企業経営支援等対策費補助金 (地域企業再起支援事業費に限る)	経済産業大臣
奄美群島振興交付金	国土交通大臣
小笠原諸島振興開発費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	国土交通大臣
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和2年度第三次補正予算に計上された再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業を含む))	環境大臣

別紙 1

各地方公共団体における臨時交付金の交付限度額は、以下の 1 から 5 までの交付限度額の合計額とする。

1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額は、以下の〔1〕から〔3〕の算定額の合計額

〔1〕国の補助事業等の地方負担分

国の令和 2 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号、第 2 号又は特第 2 号）に計上される事業、令和 2 年度補正予算（第 3 号又は特第 3 号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業、令和 3 年度補正予算（第 1 号又は特第 1 号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和 2 年度補正予算（第 3 号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業、令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和 2 年 2 月 13 日新型コロナウイルス感染症対策本部）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 2 弹－」（令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部）に係るもので、地方公共団体の令和 2 年度予算に計上されたものに限る。）、令和 2 年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、令和 2 年度補正予算（第 1 号又は第 2 号）に計上された予備費により実施される事業、令和 3 年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和 4 年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業の地方負担額を基礎として、別に定める算定率を用いて、以下のとおり算定した額とする。

なお、別表に定められた国庫補助事業等の他、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の地方負担額についても算定対象とする。

国の令和 2 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号、第 2 号又は特第 2 号）、令和 2 年度補正予算（第 3 号又は特第 3 号。感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）、令和 3 年度補正予算（第 1 号又は特第 1 号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和 2 年度補正予算（第 3 号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）、令和元年度予備費第 1 弹・第 2 弹（地方公共団体の令和 2 年度予算に計上されたものに限る。）、令和 2 年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、令和 3 年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和 4 年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業により実施する国庫補助事業等の地方負担額の合計額 × 算定率

[2] 単独事業分

各地方公共団体の単独事業分に係る交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の（1）の算定額、（2）の算定額、（3）の算定額及び（4）の算定額の合計額とする。

（1）国の令和2年度補正予算（第1号）分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.5 \times A \times B \times \alpha + 0.5 \times C \times \beta) \times D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和3年総務省令第76号）による改正前の普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）附則第21条の規定が適用される団体については、適用後の人口をいう。以下（1）から（3）までにおいて同じ。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）により、令和2年4月16日時点で特定警戒都道府県とされた都道府県（以下「特定警戒都道府県」という。）	1.2
都道府県人口（国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における人口をいう。以下同じ。）1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数（令和2年4月16日時点の累積PCR検査陽性者数をいう。）（小数点以下第4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	1.1

(以下(1)において同じ。)が全国人口1万人当たりの感染者数(0.71人)を超えた都道府県	
その他の都道府県	1.0

B：新型コロナウイルス感染症患者が大幅に増えた場合に推計されるピーク時の医療需要に係る係数として次の算式により算定した数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(a + b + c) \times \frac{1}{3}$$

算式の符号

a：ピーク時において1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数に係る指数

算式

$$a' / 0.00330863$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

a'：((0-14歳都道府県人口)×0.18/100+(15-64歳都道府県人口)×0.29/100+(65歳以上都道府県人口)×0.51/100)/都道府県人口（小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※((0-14歳都道府県人口)×0.18/100+(15-64歳都道府県人口)×0.29/100+(65歳以上都道府県人口)×0.51/100)に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

b：ピーク時において1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$b' / 0.00165708$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

b' : ((0-14 歳都道府県人口) × 0.05/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.02/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.56/100) / 都道府県人口 (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ ((0-14 歳都道府県人口) × 0.05/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.02/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.56/100) に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

c : ピーク時において 1 日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$c' / 0.00005590$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

c' : ((0-14 歳都道府県人口) × 0.002/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.001/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.018/100) / 都道府県人口 (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ ((0-14 歳都道府県人口) × 0.002/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.001/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.018/100) / 都道府県人口に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

α : 別に定める乗率

C : 地方交付税法（昭和 25 年法律第 201 号）第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によつて次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.27

2,100,000 人を超える数	0.54
2,500,000 人を超える数	0.61
3,500,000 人を超える数	0.64
5,000,000 人を超える数	0.58
6,000,000 人を超える数	0.48
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超える数	0.89
同上 600,000 人を超える数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

β : 別に定める乗率

$$D : (1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

(1.18 - 財政力指数) が零を下回る場合には、零とする。

財政力指数 : 地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（1）から（3）までにおいて同じ。

都道府県分の単独事業分のうち（1）に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.3 \times A \times B \times \alpha + 0.7 \times C \times \beta) \times D$$

算式の符号

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
特定警戒都道府県の区域内の市町村	1.2
都道府県人口 1 万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口 1 万人当たりの感染者数を超えた都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

B : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和 2 年 4 月 1 日における保健所設置市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に定める市をいう。以下（1）から（3）までにおいて同じ。）及び特別区	1.2
その他の市町村	1.0

α : 別に定める乗率

C : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13

同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える 数	-1.67

β : 別に定める乗率

D : $(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

(1.20 - 財政力指数) が零を下回る場合には、零とする。

市町村分の単独事業分のうち(1)に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(2) 国の令和2年度補正予算(第2号) 分

国の令和2年度補正予算(第2号)に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

事業所数：経済センサス活動調査規則によって公表された平成28年6月1日現在における個人事業所、法人事業所及び法人でない団体の事業所数の合計数（事業内容等不詳事業所を除く。）をいう。以下(2)及び(3)において同じ。

算式の符号

α : 23.799716821

事業所数× α に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
特定警戒都道府県のうち、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.4
都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数（令和2年5月25日現在の累積PCR検査陽性者数をいう。）（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（以下（2）において同じ。）が全国人口1万人当たりの感染者数（1.282人）を超えた都道府県及び特定警戒都道府県のうち令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.3
特定警戒都道府県のうち、都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数以下の都道府県で、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 令和2年5月25日現在の都道府県人口1万人当たりの感染者数が1.282人の2倍を超える都道府県については0.1を、1.5倍を超える都道府県については0.05を、上記の係数に加える。

B : (1.0 - 財政力指数) × 0.5 + 0.5

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち（2）①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times C \times \beta$$

算式の符号

$$\alpha : 23.810629453$$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
特定警戒都道府県のうち、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.4
都道府県人口1万人当たりの新型コロナウィルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数(1.282人)を超えた都道府県の区域内の市町村及び特定警戒都道府県のうち令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.3
特定警戒都道府県のうち、都道府県人口1万人当たりの新型コロナウィルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数以下の都道府県で、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.2
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

※ 令和2年5月25日現在の都道府県人口1万人当たりの感染者数が1.282人の2倍を超える都道府県の区域内の市町村については0.1を、1.5倍を超える都道府県の区域内の市町村については0.05を、上記の係数に加える。

B : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
保健所設置市及び特別区	1.2

その他の市町村	1.0
---------	-----

C : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち(2)①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$5,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.64

5,000,000 人を超える数	0.58
6,000,000 人を超える数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.14
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超える数	0.89
同上 600,000 人を超える数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

B : 年少者人口割合 $\times 0.5 +$ 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該都道府県の人口に占める年少者人口（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における 15 歳未満の人口をいう。以下(2)及び(3)において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳登載人口のうち 15 歳未満の者の数（以下（2）及び（3）において「年少者住民基本台帳登載人口」という。）とする。

高齢者人口割合：当該都道府県の人口に占める高齢者人口（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の人口をいう。以下（2）及び（3）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の高齢者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳登載人口のうち 65 歳以

上の者の数（以下（2）及び（3）において「高齢者住民基本台帳登載人口」という。）とする。

$$C : (1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α ：別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち（2）②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$7,200 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11

同上 70,000 人を超える数	0.13
同上 80,000 人を超える数	0.18
同上 88,000 人を超える数	0.15
同上 92,000 人を超える数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

B : 年少者人口割合 $\times 0.5 +$ 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該市町村の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の年少者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、岩泉町、田野畠村、野田村、洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

高齢者人口割合：当該市町村の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の高齢者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の高齢者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、

洋野町、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
人口密度（当該市町村の人口を面積（平方キロメートル）で除して得た数（小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下（2）及び（3）において同じ。）が 107 未満の市町村	1.2
人口密度が 107 以上 341 未満の市町村	人口密度 × -0.00085 + 1.29145
人口密度が 341 以上の市町村	1.0

D : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和2年4月1日において、区域の全部または一部が、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E : $(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち（2）②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(3) 国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分

国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

α : 23.799716821

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の都道府県区分に対応する率のうちいずれか高い率

都道府県区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月22日を含むものに限る。以下「緊急事態措置実施都道府県」という。）	1.4
令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置若しくは協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施することとなった都道府県又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村の属する都道府県（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県」という。）については、「4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き ア」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

$$B : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,100 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

$$\alpha : 23.810629453$$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率のうちいちばん高い率

市町村区分	率
緊急事態措置実施都道府県の区域内の市町村	1.2

令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1
その他の市町村	1.0

- ※ 保健所設置市及び特別区については 0.2 を上記の率に加える。
- ※ 令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施することとなった都道府県の区域内の市町村、都道府県が実施することとなった協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村」という。）については、「4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き イ」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

$$B : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

B が 0.2 を下回る場合には、0.2 とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.14
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該都道府県の人口に占める年少者人口の割合
(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を、全国の人口に占める年少者人口の割合(0.125)で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の年少者人口は、平成28年1月1日現在の年少者住民基本台帳登載人口とする。

高齢者人口割合：当該都道府県の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の高齢者人口は、平成28年1月1日現在の高齢者住民基本台帳登載人口とする。

C : $(1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,600 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が100,000人以上のもの

100,000 人	1.00
100,000 人を超える数	0.75
250,000 人を超える数	0.66
400,000 人を超える数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える数	0.13
同上 80,000 人を超える数	0.18
同上 88,000 人を超える数	0.15
同上 92,000 人を超える数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該市町村の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の年少者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、岩泉町、田野畠村、野田村、洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

高齢者人口割合：当該市町村の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端

数を四捨五入する。) を全国人口に占める高齢者人口の割合 (0.263) で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ただし、以下の市町村の高齢者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の高齢者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

C : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
人口密度が 107 未満の市町村	1.2
人口密度が 107 以上 341 未満の市町村	人口密度 $\times -0.00085 + 1.29145$
人口密度が 341 以上の市町村	1.0

D : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和 2 年 4 月 1 日において、区域の全部又は一部が過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

$$E : (1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

E が 0.2 を下回る場合には、0.2 とする。

α : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(4) 国の令和3年度一般会計補正予算分

国の令和3年度一般会計補正予算に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。以下(4)②アにおいて同じ。

事業所数：経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）によって公表された令和元年経済センサス基礎調査（甲調査確報）における事業所数をいう。以下(4)、「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

$$\alpha : 19.727264729$$

事業所数× α に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が182を超える都道府県	1.4
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が91を超える、182以下の都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 厚生労働省が令和3年12月7日に公表した保健・医療提供体制確保計画における既存病床数に占めるピーク時の病床数の割合が6.9%以上の都道府県については0.1を上記の率に加える。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成30年度、令和元年度及び令和2年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（4）及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県

の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,050 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であって、令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口から令和2年9月30日現在における住民基本台帳登載人口を控除した数を令和2年9月30日現在における住民基本台帳登載人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下（4）②イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該市町村の人口

b：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定

に用いた令和 2 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民
基本台帳登載人口

c : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定
に用いた平成 27 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住
民基本台帳登載人口

α : 19.733808966

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入
する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和 3 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの期間において、特措法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に 1.5 を乗じた数と、特措法第 31 条の 4 第 1 項又は第 3 項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が 182 を超える都道府県の区域内の市町村	1.2
令和 3 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの期間において、特措法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に 1.5 を乗じた数と、特措法第 31 条の 4 第 1 項又は第 3 項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が 91 を超え、182 以下の都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

※ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指
定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市については 0.4 を、
地域保健法施行令第 1 条第 3 号に掲げる市及び特別区について
は 0.2 を、それぞれ上記の率に加える。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

B が 0.2 を下回る場合には、0.2 とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.69
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.09
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90

同上 300,000 人を超える数	0.89
同上 600,000 人を超える数	0.88
同上 900,000 人を超える数	0.84

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和3年12月24日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和3年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.121）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

高齢者人口割合：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和3年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口（住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.282）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

C : (1.15-財政力指数) ×0.8+0.2

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に
準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用
いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得
た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨
五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超えて 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超えて 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超えて 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超えて 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超えて 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超えて 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超えて 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和3年12月24日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.121）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

高齢者人口割合：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.282）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

C：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
人口密度（当該市町村の人口を面積（平方キロメートル）で除して得た数（小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（4）において同じ。）が85未満の市町村	1.2
人口密度が85以上339未満の市町村	人口密度×-0.00079+1.26693
人口密度が339以上の市町村	1.0

D：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和3年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

$$E : (1.21 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の算定額とする。

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F) × A × G × H」とあるのは「ウクライナからの避難民×190×F) × A × G」を読み替えるものとする。

算式

$1,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times A \times G \times H \times \gamma$

※ $1,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$ 及び $1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times A \times G \times H \times \gamma$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和4年1月1日から3月31日までの期間において、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県	1.1
その他の都道府県	1.0

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
一人当たり県民所得（令和3年に内閣府が公表した平成28年度から平成30年度までの各年度の県民経済計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が2,705千円未満の都道府県	1.2
一人当たり県民所得が2,705千円以上2,958千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得／ 1,000×－

	0.00079 + 3.33682
一人当たり県民所得が 2,958 千円以上の都道府県	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.652335659

D : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該都道府県の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該都道府県の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が 0.99818 以上の都道府県	1.2
中小企業割合が 0.99689 以上 0.99818 未満の都道府県	中小企業割合 × 155.039 - 153.557
中小企業割合が 0.99689 未満の都道府県	1.0

E : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.69
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.58

6,000,000 人を超える数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.09
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.88
同上 900,000 人を超える数	0.84

F : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数（普通交付税に関する省令第 11 条第 1 項第 1 号（一）（2）に規定する第一次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）を国勢調査令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第二次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）及び第三次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第三次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）（福島県については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合（同令によって調査した平成 22 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数を同令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）に 0.950 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下〔3〕アにおいて同じ。）が 0.070 以上の都	1.2

道府県	
第一次産業就業者数割合が 0.038 以上 0.070 未満の都道府県	第一次産業就業者数割合×6.33513 +0.75927
第一次産業就業者数割合が 0.038 未満の都道府県	1.0

G : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合（ワクチン接種記録システム（VRS）に令和4年4月24日までに登録された新型コロナワクチンの3回目接種数を令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同年1月1日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）が0.70以上の都道府県	1.3
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の都道府県	1.2
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50以上0.60未満の都道府県	1.1
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50未満の都道府県	1.0

$$H : (1.07 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

Hが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和元年度、令和2年度及び令和3年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下〔3〕において同じ。

γ ：別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあっては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数× $\beta \times D + 人口 \times E \times F \times G$ 」 $\times A \times H \times I$ とあるのは「ウクライナからの避難民×190×F×G) × A×H」と読み替えるものとする。

算式

$1,100 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times A \times H \times I \times \gamma$

※ $1,100 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$ 及び $1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times A \times H \times I \times \gamma$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であって、国勢調査令によって調査した同日現在における人口から同年9月30日現在における住民基本台帳登載人口を控除した数を同日現在における住民基本台帳登載人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下〔3〕イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- a : 国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該市町村の人口
- b : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和 2 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口
- c : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成 27 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和 4 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において、特措法第 31 条の 4 第 1 項又は第 3 項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

B : 年少者人口割合 $\times 0.5 +$ 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
一人当たり地方税収（平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分） 04 表の「歳内内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあっては、当該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分） 52 表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算し	1.4

た数とする。) を当該年度の 1 月 1 日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) の合計額を 3 で除して得た数 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下[3]イにおいて同じ。)が 105,471 円未満の市町村	
一人当たり地方税収が 105,471 円以上 249,770 円未満の市町村	一人当たり 地方税収／ 1,000 × — 0.00278 + 1.69321
一人当たり地方税収が 249,770 円以上の市町村	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.500252532

D : 次の表の市町村区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
中小企業割合 (中小企業庁によって公表された平成 28 年 6 月時点の当該市町村の中小企業数 (民営及び非一次産業に限る。) を同庁によって公表された同月時点の当該市町村の企業数 (民営及び非一次産業に限る。) で除して得た数 (小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下 [3] において同じ。) が 0.99879 以上の市町村	1.2
中小企業割合が 0.99689 以上 0.99879 未満の市町村	中小企業割合 × 105.263 — 103.936
中小企業割合が 0.99689 未満の市町村	1.0

E : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得

た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超える 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超える 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超える 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

F : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合（岩手県宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村及び洋野町、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町並びに福島県いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合に 0.950 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下〔3〕イにおいて同じ。）が 0.098 以上の市町村	1.2
第一次産業就業者数割合が 0.038 以上 0.098 未満の市町村	第一次産業就業者数割合

	合×3.33333 +0.87333
第一次産業就業者数割合が0.038未満の市町村	1.0

G：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和4年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

H：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.70以上の市町村	1.3
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の市町村	1.2
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50以上0.60未満の市町村	1.1
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50未満の市町村	1.0

I：(1.19－財政力指数) ×0.8+0.2

Iが0.2を下回る場合には、0.2とする。

γ ：別に定める乗率

市町村分の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

2 事業者支援交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の事業者支援交付金に係る交付限度額は、都道府県分については以下の（1）の算定額及び（2）の算定額の合計額とし、市町村分については以下の（2）の算定額とする。

（1）令和3年4月30日限度額通知に係る分

各都道府県の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$60,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 1,000,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

（1）に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

（2）令和3年8月20日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$40,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 500,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

(2) のうち都道府県分に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとし、 $27,000\text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha$ が百万円を下回る場合には、百万円とする。）とする。

算式

$$27,000\text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha \times \beta$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

$27,000\text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

β : 別に定める乗率

(2) のうち市町村分に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① 特定大規模施設

特定大規模施設は、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更。以下「令和3年4月23日付基本的対処方針」という。）三（3）3）①及び「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000m²を超える施設として、休業要請を行うものとされた施設であること。ただし、特措令第11条第1項第10号に規定する施設を除く。
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請又は営業時間短縮要請を受け、これに応じた施設であること。

② 特定大規模施設運営事業者

特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行なう者であって、当該施設の管理権等の休業又は営業時間短縮を決定する権限を有し、これにより休業又は営業時間短縮を決定した者をいう。ただし、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。

③ 特定百貨店店舗

特定大規模施設である百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗をいう。

④ 自己利用部分面積

特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（飲食店に係る協力金の対象となる事業所として利用している部分を除く。）であって、休業要請又は営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積をいう。

⑤ 要請対象大規模施設

要請対象大規模施設とは、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 令和3年4月23日付基本的対処方針三（3）3）①において、特措令第1条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000m²を超える施設として、休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を行うものとされた施設
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請等を受け、これに応じた施設

⑥ テナント事業者等

要請対象大規模施設の、要請に基づく休業、営業時間短縮又は無観客開催期間中に、契約に基づき、当該要請対象大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。）、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該要請対象大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該要請対象大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗（契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが休業要請等を受けて実際に設けることができなかった場合を含む。）を運営する事業者をいう。

⑦ 非飲食業カラオケ店

飲食業の許可を受けていない建築物の床面積1,000m²以下のカラオケ店をいう。

⑧ 非飲食業カラオケ事業者

特措法第45条第2項に基づき特定都道府県知事が行う休業要請を受け、休業した非飲食業カラオケ店を営む者をいう。

⑨ 支給対象テナント事業者等

支給対象テナント事業者等は、非飲食業カラオケ事業者又は次に掲げるすべてを満たす店舗を営む事業者をいう。

- 一 テナント事業者等が運営する店舗又は映画館運営事業者若しくは映画配給会社が要請対象大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室（この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画館運営事業者及び映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。）
- 二 要請対象大規模施設運営者が休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を受けて要請対象大規模施設の休業、営業時間短縮又は無観客開催を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗

⑩ 月次支援金

中小企業庁が給付する緊急事態措置、まん延防止等重点措置又は令和3年9月30日をもって緊急事態措置区域から除外された都道府県における休業等の措置の影響緩和に係る支援金をいう。

⑪ 第三者認証制度

各都道府県が、別に定める基準に基づき導入している、飲食店の感染防止対策の適合性に係る認証制度をいう。

[2] 算定額

各都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額は、以下の（1）の算

定額、(2-1)の算定額、(2-2)の算定額及び(3)の算定額の合計額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

なお、都道府県が、第3の1二ただし書きの規定により、当該都道府県分の協力要請推進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額とする。

(1) 飲食店に対する協力金等分

ア 要請等に応じた対象者に対する協力金等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間I>

令和3年2月28日以前の期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域については、同年3月7日以前の期間とする。

算式（一律単価方式）

$$\Sigma (A \times B \times 0.8)$$

算式の符号

A：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

B：対象者に給付する1日当たりの協力金等の金額（20,000円（令和2年12月16日から令和3年1月7日までの期間にあっては、40,000円、令和3年1月8日以降の期間にあっては、表1の区域区分に対応する単価①）を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間II>

令和3年3月1日から3月21日までの期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域について

は、同年3月8日から3月21日までの期間とする。

算式（平均単価方式）

$$C \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (D \times E \times 0.8)$$

算式の符号

C：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

D：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

E：表1の区域区分に対応する単価①に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

＜対象期間III＞

令和3年3月22日から3月31日までの期間

算式（平均単価方式）

$$F \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (G \times H \times 0.8)$$

算式の符号

F：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

G：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

H：次の表1の区域区分に対応する単価②に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

＜対象期間IV＞

令和3年4月1日から4月21日までの期間

特措法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態

措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）又は同法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」という。）のうち同法第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域（以下「まん延防止等重点措置地域」という。）については、以下の算式I（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、以下の算式I（規模別方式）又は算式II（平均単価方式）のいずれかにより算定するものとする。

なお、算式I（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式I（規模別方式）

$$\Sigma (J \times K_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (J \times K_1) \times 0.02$$

算式II（平均単価方式）

$$I \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (J \times K_2 \times 0.8)$$

算式の符号

I：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

J：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

K₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表2の区域区分に対応する単価③を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

K₂：表2の区域区分に対応する単価③に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間V>

令和3年4月22日から9月12日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式III（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、原則として、以下の算式III（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式IV（平均単価方式）により算定することを認める。ただし、21時より遅い時間までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、算式IV（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式III（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式III（規模別方式）

$$\Sigma (M \times N_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (M \times N_1) \times 0.02$$

算式IV（平均単価方式）

$$L \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (M \times N_2 \times 0.8)$$

算式の符号

L：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

M：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

N_1 ：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表3の区域区分に対応する単価④を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

N_2 ：表3の区域区分に対応する単価④に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和3年4月21日以前に、4月22日以降までの営業時間短

縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間（緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。）については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする（以下本ただし書において「経過措置」という。）。（令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となった都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。）

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間VI>

令和3年9月13日から11月18日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式VI（平均単価方式）により算定することを認める。また、令和3年9月13日以降に営業時間短縮の要請等が全国で一度終了した後に再度営業時間短縮の要請等が行われる場合、その他の区域については、算式VI（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式V（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式V（規模別方式）

$$\Sigma (P \times Q_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (P \times Q_1) \times 0.02$$

算式VI（平均単価方式）

$$O \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (P \times Q_2 \times 0.8)$$

算式の符号

O：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

P：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

Q_1 ：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表4の区域区分に対応する単価⑤を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

Q_2 ：表4の区域区分に対応する単価⑤に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間VII>

令和3年11月19日以降の期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式VII（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式VII（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により第三者認証制度の適用店舗以外の飲食店（以下「非認証店」という。）に対して規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式VIII（平均単価方式）により算

定することを認める。

なお、算式VII（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式VII（規模別方式）

$$\Sigma (S \times T_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (S \times T_1) \times 0.02$$

算式VIII（平均単価方式）

$$R \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (S \times T_2 \times 0.8)$$

算式の符号

R：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

S：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

T₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表5－1の区域区分に対応する単価⑥又は表5－2の区域区分に対応する単価⑦を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

T₂：表5－2の区域区分に対応する単価⑦に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5－1の単価⑥に代えて、表5－2の単価⑦を適用することを可能とする。

(注) 「一律単価方式」は、各対象者に対し単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式、「平均単価方式」は、1対象者当たりの平均額が単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式。「規模別方式」は、対象者の事業規模に応じた単価により協力金等を給付する方式をいう。

表1 令和3年3月31日までの単価

区域区分	単価① (令和3年3月21 日以前)	単価② (令和3年3月 22日～3月31 日)	
緊急事態 措置区域	20時まで（酒類提供 時間は11時から19 時まで）の営業時間 短縮の要請等を行う 場合	60,000円	—
	上記以外の場合	0円 (ただし、緊急事態 措置を実施するため の準備期間等、特措 法担当大臣との協議 により認められた期 間については、「その 他の区域」と同様に 取り扱う)	—
緊急事態 措置区域 から解除 された区 域	緊急事態措置区域か ら解除された日以降 も、引き続き、21時 までの営業時間短縮 の要請等を行う場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円
その他の 区域	21時までの営業時間 短縮の要請等を行う 場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円

表2 令和3年4月1日から4月21日までの単価

区域区分		算式	単価③ (令和3年4月1日～4月21日)		
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで(酒類提供時間は11時から19時まで)の営業時間短縮の要請等を行う場合		売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	対象者の飲食業に係る1日当たり売上高(以下「1日当たり飲食業売上高」という。)が100,000円以下の場合	40,000円
			1日当たり飲食業売上高が100,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4(千円未満切上)	
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円	
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超えて500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)
	上記以外の場合		1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円	
			0円 (ただし、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた期間については、「他の区域」と同様に取り扱う)		
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	算式I (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3(千円未満切上)

			1日当たり飲食業 売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円
		売上高減少 額方式 (対象者が 大企業の場 合又は対象 者が中小企 業であって 売上高方式 によらない 場 合 に 限 る。)	1日当たり飲食業 売上高の減少額が 0 円を超え、 500,000 円以下 の 場 合	1日当たり飲食 業売上高の減 少額×0.4 又は 1日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額 (千円未満切 上)
			1日当たり飲食業 売上高の減少額が 500,000 円を超 える場合	200,000 円 又は 1日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額
	算式Ⅱ (平 均 单 価 方 式)	40,000 円		
上記以外の場 合	算式Ⅱ (平 均 单 価 方 式)	20,000 円		

※「中小企業」とは、原則として、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。）でその営む主たる事業に応じ、従業員の数が同項における中小企業の基準以下の法人等をいい、「大企業」とは、中小企業以外の事業者をいう。以下同じ。

表3 令和3年4月22日から9月12日までの単価

区域区分	算式	単価④ (令和3年4月22日～9月12日)		
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで（酒類提供時間は11時から19時まで）の営業時間短縮の要請等を行う場合	算式Ⅲ (規模別方式) (※)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合 1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合 1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であつて売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合 1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合
			0円 (ただし、緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)	
	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	算式Ⅲ (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合 1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合 1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合
			売上高減少額	1日当たり飲食業売上高
				1日当たり飲食業売上高
その他 の区域				

		方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であつて売上高方式によらない場合に限る。)	高の減少額が 0 円を超える、500,000 円以下の場合	業売上高の減少額×0.4 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額
	算式IV (平均単価方式) (※)	20,000 円		
上記以外の場合	算式IV (平均単価方式)	20,000 円		

(※) ただし、令和3年4月21日以前に、4月22日以降までの営業時間短縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間（緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。）については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする（以下本ただし書において「経過措置」という。）。（令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となつた都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。）

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

表4 令和3年9月13日から11月18日までの期間の単価

区域区分		算式	単価⑤ (令和3年9月13日～11月18日)			
緊急事態措置区域	休業要請又は20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合		売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円	
			1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4（千円未満切上）	100,000円	
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円		
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超えて500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4（千円未満切上）	
まん延防止等重点措置地域	21時まで（酒類提供時間は11時から20時まで）の営業時間短縮要請を行う場合	算式V (規模別方式)	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円		
			0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)	0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)		
			売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円	
			1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3（千円未満切上）	75,000円	
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を	1日当たり飲食業売上高の減	

			超え、500,000円以下の場合	少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいづれか低い額 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいづれか低い額
20時まで (酒類提供禁止又は酒類提供時間は11時から19時30分まで)の営業時間短縮要請を行う場合		売上高方式	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
			1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
上記以外の場合		売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
		0円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)		
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請を行う場合 (※2)	算式V (規模別方式)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合

			場合	上)
			1日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円
		売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超える場合、500,000 円以下の場合は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合は 200,000 円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額	200,000 円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額
	算式VI (平均単価方式)	20,000 円		
	上記以外の場合	0 円		

(※1) ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

(※2) ただし、令和3年10月1日以降における非認証店に対する要請は、20時までの営業時間短縮の要請を行う場合に限る。

表5－1 令和3年11月19日以降の単価（認証店）

区域区分		算式	単価⑥ (令和3年11月19日以降)		
緊急事態措置区域	20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合	算式VII (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
	21時までの営業時間短縮要請を行う場合		売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
			売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
		売上高減少額方式		1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4又は1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額

					(千円未満切上)
				1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額
	上記以外の場合			0 円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)	
まん延防止等重点措置地域	21 時までの営業時間短縮要請を行う場合	算式VII (規模別方式) (※)	売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円以下の場合	25,000 円
				1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円を超え、250,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1 日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円
			売上高減少額方式	1 日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)
				1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額
	上記以外			0 円	

	の場合		(ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)
その他の区域			0円

(※) ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、認証店が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価⑥に代えて、表5-2の単価⑦を適用することを可能とする。

表5－2 令和3年11月19日以降の単価（非認証店）

区域区分		算式	単価⑦ (令和3年11月19日以降)		
緊急事態措置区域	20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合	算式VII (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
			1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4(千円未満切上)	100,000円
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超える場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)
	上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
まん延防止等重点措置地域	20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合	算式VII (規模別方式)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
			1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4(千円未満切上)	100,000円
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合
		売上高減少額方式		1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)

				超え、500,000円以下の場合	少額×0.4(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
	上記以外の場合			0円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)	
その他の区域	20時までの営業時間短縮の要請を行う場合	算式VII (規模別方式)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
				1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超えて、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
		算式VIII (平均単価方式)	20,000円		
			上記以外の場合	0円	

イ 早期給付により付加的に要した事務費に係る分

別紙2に基づき規模別協力金の一部を早期に給付（以下「早期給付」という。）するに当たって付加的に要した事務費分の交付限度額は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・早期給付を実施するに当たって要した事務費の総額
- ・早期給付の支給件数に30,000円を乗じて得た額に30,000,000円を加えた額

(2-1) 基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分

ア 令和3年4月23日付基本的対処方針に基づく休業要請に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年4月25日から5月11日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$A \times x + B \times y + C \times z$$

算式の符号

A : 特定大規模施設の自己利用部分面積1,000m²を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000m²未満の場合は1とする。

B : 特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C : 休業を行った特定百貨店店舗の数

x : 自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円を上限とする。

y : 特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円を上限とする。

z : 休業を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円を上限とする。

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) から iii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積 100 m² を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m²未満の場合は1とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000 円を上限とする。

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x$$

算式の符号

E : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日1日当たりの支給額(20,000円とする。)から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

イ 令和3年5月7日付以降の基本的対処方針に基づく営業時間短縮要請等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年5月12日から11月18日までの期間

※ただし、まん延防止等重点措置区域においては、令和3年5月7日から6月20日までの期間とする。

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A : 特定大規模施設の自己利用部分面積1,000m²を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000m²未満の場合は1とする。

B : 特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C : 営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

- x : 自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000 円とする。
- y : 特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000 円とする。
- z : 営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。
- a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) から iii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積 100 m² を 1 単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m² 未満の場合は 1 とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によつて営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応

じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a : 要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できることとなつた回数（21 時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日 1 日当たりの支給額（20,000 円とする。）から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

（2－2）都道府県の判断による要請に係る大規模施設等に対する協力金等分

ア 特定都道府県による上乗せ分

特定都道府県が行う、4（2－1）イに加えて、上乗せ措置として、令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間より早い時間の営業時間短縮要請又は休業要請（以下「より早い営業時間短縮要請等」という。）に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年5月12日から11月18日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要

請等に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に 0.6 を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に關し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であつて、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times b$$

算式の符号

A : 特定大規模施設の自己利用部分面積 1,000 m²を 1 単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が 1,000 m²未満の場合は 1 とする。

B : 特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて 10 以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C : より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数

x : 自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000 円とする。

y : 特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000 円とする。

z : より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

b : 要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) 及び ii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に關し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時

間短縮要請等に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に 0.6 を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times b$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積
100 m²を 1 単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m²未満の場合は 1 とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

b : 要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要請等に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に 0.6 を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times b$$

算式の符号

E : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

b : 要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対するより

早い営業時間短縮要請等に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21時までの営業時間に係る部分に限る。）の割合

イ 令和3年6月21日から11月18日までのまん延防止等重点措置地域における営業時間短縮要請に係る分

まん延防止等重点措置地域（令和3年6月17日付基本的対処方針三（3）8）又は9）に係るもの）において、都道府県が行う営業時間短縮要請に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

＜対象期間＞

令和3年6月21日から11月18日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000m²を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000m²未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じ

た支給額。ただし、2,000円とする。

z : 営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によつて営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下のi)及びii)に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100m²を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100m²未満の場合は1とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によつて営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a : 要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21 時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

（3）酒類販売事業者に対する支援金分

酒類販売事業者に対し、都道府県の判断により月次支援金の上限に上乗せして支給する場合又は月次支援金と同様の要件の下で都道府県の判断により月間事業収入が 50%以上減少した旨の要件を緩和（ただし、月間事業収入の減少割合が 30%以上^{※1}である場合に限る。）して支給する場合において、月次支援金の支給対象となり得る個人事業者等又は中小法人等ごとに支払う額（ただし、以下のいずれか小さい額とする。）を決定し、個人事業者等又は中小法人等ごとに決定された支援金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

・個人事業者等の場合 : 100,000 円^{※2}

中小法人等の場合 : 200,000 円^{※2}

・売上減少額から月次支援金の給付額^{※3}を控除した金額

ただし、月間事業収入の減少割合が 70%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

・個人事業者等の場合 : 200,000 円^{※2}

中小法人等の場合 : 400,000 円^{※2}

・売上減少額から月次支援金の給付額^{※3}を控除した金額

また、令和 3 年 7 月、8 月、9 月又は 10 月の支給分については、月間事業収入の減少割合が 90%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・個人事業者等の場合：300,000 円※²
- 中小法人等の場合　　：600,000 円※²
- ・売上減少額から月次支援金の給付額※³を控除した金額

※1：令和3年7月、8月、9月又は10月の給付については、当該月及び前月の月間事業収入の減少割合が2ヶ月連続で15%以上の場合は、当該月の減少割合が30%以上と同等の取扱いとする。

※2：支給額については、当該金額以下で都道府県の判断により決定できるものとする。

※3：給付事務の迅速化の観点から、都道府県の判断で、月次支援金の給付額にかえて、個人事業者等の場合は100,000円、中小法人等の場合は200,000円とすることができるものとする。

4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の即時対応特定経費交付金に係る交付限度額は、協力要請推進枠交付金の地方負担分が新型コロナウイルス感染症対応分を上回る地方公共団体への対応分として、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間 I >

令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

A × 0.25 - B が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A : 協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額及び「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（2－1）基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」の算定額の合計額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

B : 「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

A × 0.25 – B が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A : アの算式の符号 A に同じ。(当該市町村が負担する額に対応する額とする。)

B : 「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分 (3) 国の令和 2 年度一般会計補正予算(第 3 号)分 ① 新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

(注) 令和 3 年 1 月 23 日以降緊急事態措置等実施都道府県及び令和 3 年 1 月 23 日以降緊急事態措置等対象市町村にあっては以下の額とする。

ア 令和 3 年 1 月 23 日以降緊急事態措置等実施都道府県分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分 (3) 国の令和 2 年度一般会計補正予算(第 3 号)分 ① 新型コロナウイルス感染症対応分 ア都道府県分」の算式の符号 A を以下のように読み替えて算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)

A : 次の表の都道府県区分に対応する率のうちいざれか高い率

都道府県区分	率
特措法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県(新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和 3 年 1 月 23 日から同年 2 月 7 日までのいざれかの日を含むものに限る。)	1.4
令和 3 年 1 月 23 日から同年 2 月 7 日までの全部又は一部の間について、協力要請推進枠交付金の交付	1.2

対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	
---	--

イ 令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分 イ市町村分」の算式の符号Aを以下のように読み替えて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）

A：次の表の市町村区分に対応する率のうちいずれか高い率

市町村区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月23日から同年2月7日までのいづれかの日を含むものに限る。）の区域内の市町村	1.2
令和3年1月23日から同年2月7日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1

※ 保健所設置市及び特別区については0.2を上記の率に加える。

＜対象期間Ⅱ＞

令和3年12月20日以降の期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A : 協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和3年12月20日以降の期間※に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

※緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域に指定されている期間に限る。

B : 「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（4）国の令和3年度一般会計補正予算分 ①新型コロナウィルス感染症対応分」として算定した額。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A : アの算式の符号Aと同じ。（当該市町村が負担する額に対応する額とする。）

B : アの算式の符号Bと同じ。

5 検査促進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① PCR検査等

PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査及び抗原定量検査をいう

② 実施事業者

都道府県の登録を受けて、別に定める実施要領に従って検査を実施する事業者（都道府県等及び共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

③ ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

④ 対象者全員検査

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の対象者全員の検査結果の陰性を確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

⑤ ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

健康上の理由等（新型コロナワクチンを接種できない12歳未満であることを含む。以下同じ。）により新型コロナワクチンを接種できない者のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

⑥ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

ア 令和4年1月19日から3月31日まで

無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際して検査結果の陰性を確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

イ 令和4年4月1日から6月30日まで

新型コロナワクチンを3回接種していない者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する地方公共団体や民間事業者等による取組において必要な検査に要する費用を無料するために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業。ただし、新型コロナワクチンの3回接種を完了した者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等に必要な検査に要する費用を無料するために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業を含む。

⑦ 一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

[2] 算定額

各都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額は、以下の（1）の算定額及び（2）の算定額の合計額とする。

なお、都道府県が、第3の1の二ただし書きの規定により、当該都道府県分の検査促進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の検査促進枠交付金に係る交付限度額とする。

（1）検査等費用支援への対応分

以下のアの算定額及びイの算定額の合計額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^n (A_i + B_i)$$

算式の符号

A_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

B_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円／人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円／人を上限とする。

n : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

イ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^m (C_i + D_i)$$

算式の符号

C_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1又は表2の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

D_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円／人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円／人を上限とする。

m : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

ウ 一般検査事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^l (E_i + F_i) \times 0.8$$

算式の符号

E_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1又は表2の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区

分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。) は、この限りではない。

F_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000 円／人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査 (PCR 検査等に限る。) の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は 0 円／人を上限とする。

l : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、一般検査事業に基づき検査を受検した人数に限る。

(2) 検査体制整備等支援への対応分

以下の算式により算定した額とする。(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)

算式

$$33,300,000,000 \times A \times \alpha + 100,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

A : 都道府県人口割合 $\times 0.5 +$ 事業所数割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県人口割合 : 当該都道府県の人口 (国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在 (速報集計) における人口をいう。以下同じ) を全国の人口で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

事業所数割合 : 当該都道府県の事業所数 (経済センサス基礎調査規則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査 (甲調査確報) における事業所数をいう。以下同じ) を全国の事業所数で除して得た数値

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α : 別に定める乗率

表1 令和3年11月26日から令和4年3月31日までの単価

検査区分	単価
PCR検査等	8,500円 ^{*1}
抗原定性検査	3,000円 ^{*2}

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

※2：令和3年12月30日までは、3,500円とする。

表2 令和4年4月1日以降の単価

検査区分	単価
PCR検査等	8,500円 ^{*1}
抗原定性検査	1,500円

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

別紙2

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における令和3年7月12日から9月30日までにおける酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等及び令和3年9月30日をもって緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が終了することに伴い緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域から解除された都道府県における、解除後である令和3年10月1日以降10月31日までの特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請（以下別紙2において「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の都道府県知事の許可を受けた者をいう。以下同じ。）で、売上高方式で申請する対象者に対して、各都道府県が行う協力金等の給付事務は、次により迅速化に努めるものとする。

1 要請期間中における申請受付

令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の申請受付について、当該要請等の期間の終了を待たずに、当該要請等の日以降速やかに受付を開始するよう努めること。

その際、対象者に対して、酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面（以下「書面」という。別添に掲げる様式参照。）を提出させること。

2 協力金等の早期給付等

令和3年7月12日以降の要請等に応じた対象者（ただし、過去に不正や重大な書類の不備があった対象者については、都道府県の判断により、早期給付の対象から除外することを可能とする。）に対する協力金等の給付に当たっては、以下のアからウの対象者に応じて、給付の迅速化に努めること。

なお、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付する場合、早期給付に係る1日当たりの金額は、令和3年7月12日以降の要請等に応じた1日当たりの協力金等のうち1日当たり飲食業売上高が0円の場合の給付額（以下「下限額」という。）を上限とする。また、早期給付額の算定に係る要請等に応じた日数は、別途通知するところによるものとする。

ただし、対象者による協力金等の申請における1日当たりの協力金等の金額が下限額を超える場合は、確定申告書や売上高の証拠書類も併せて提出させた上で、当該超過部分の協力金等について、通常通り審査を行った上で給付するものとする。また、以前の要請等に対応した協力金等に係る申請時に提出していた飲食店営業許可の期限が要請期間内に終了する場合、更新後の営業許可証の写

しの提出を求めるなど、必要に応じ、提出書類の追加を都道府県において適切に判断すること。

ア 以前より要請等に対して継続して応じている対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、既に申請受付済みであるが未給付となっている協力金等と併せて、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を、対象者が申請を行ってから標準的には1週間を目処として、早期に給付すること。

なお、未給付の協力金等に係る審査に当たり、営業実態の確認はできているが、売上高等による協力金等の算定に時間をしている場合等は、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部のみを早期給付しても差し支えない。また、対象者が以前より要請等に対して継続して応じているかについては、過去の協力金等の申請・受給実績等により都道府県が確認可能な範囲において、判断すること。

(提出書類)

- ・令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。

イ 別紙2の2のアに該当しない対象者で、令和2年11月1日以降の営業時間短縮要請等に応じ、協力金等の受給実績のある対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付すること。

(提出書類)

- ①以前の要請等に対応した協力金等を受給したことが確認できる書類。ただし、都道府県独自で確認を行うことができる場合は、都道府県の判断により省略することができるものとする。
- ②令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。

ウ 令和3年4月1日以降に開業した対象者等、これまで協力金等の受給実績がない者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降分の協力金等の迅速な給付に努めること。

(提出書類)

- ①令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることが可能とする。
- ②営業実態が確認できる書類
- ③その他協力金等給付事務における審査に必要な書類

(別添)

酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面の様式は以下のとおりとする。なお、書面の具体的な記載内容については、都道府県において、要請等の状況に応じて、違約金の支払い等必要な項目を追加するなど適切に判断すること。

また、都道府県において、申請時の提出書類として既に書面を提出させている場合は、既存の書面に下記の内容を含めることで代用することも可能とする。

協力金の一部早期給付等に係る書面

私は、「営業時間短縮に係る協力金（令和3年●月●日～●月●日実施分）」（以下「協力金」という。）のうち早期に一部を受給するに当たり、下記の内容について、遵守します。

記

- ・令和3年7月12日以降の酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等を遵守します。
- ・申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、支給された協力金額の支払等に応じます。
- ・要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないことを店舗に掲示します。

以上

令和 年 月 日

知事殿

所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の一部を改正する決定

令和4年4月28日
事務次官決定

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の全ての事項、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの事項、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動の3つの事項並びに「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）の全ての事項（以下「経済対策」と総称する。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、社会経済活動の再開と危機管理の徹底及びコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民</p>	<p>第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の全ての事項、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの事項並びに「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動の3つの事項（以下「経済対策」と総称する。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、社会経済活動の再開と危機管理の徹底及びポストコロナ社会を見据えた成長・分配の実現（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ることを目的とする。</p>

生活の支援等と総称する。)を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第2 [略]

第3 交付金の交付の対象

1 [略]

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一 [略]

二 国の補助事業等にあっては別表に定める事業で国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業、国の令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業、国の令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業、国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、国の令和2年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、国の令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業又は令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業、地方単独事業にあっては地方公共団体の令和2年度予算、令和3年度予算若しくは令和4年度予算に計上され、実施される事業（令和2年度当初予算に計上された事業にあっては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に特に必要と認められるものに限る。）又は令和2年度予算、令和3年度予算若しくは令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業に限る。）又は令和2年度予算、令和3年度予算若しくは

第2 [同左]

第3 交付金の交付の対象

1 [同左]

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一 [同左]

二 国の補助事業等にあっては別表に定める事業で国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業、国の令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業、国の令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業、国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、国の令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業、地方単独事業にあっては地方公共団体の令和2年度予算、令和3年度予算若しくは令和4年度予算に計上され、実施される事業（令和2年度当初予算に計上された事業にあっては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に特に必要と認められるものに限る。）又は令和2年度予算、令和3年度予算若しくは令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。

令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。

三　[略]

四 協力要請推進枠等交付金については、以下のイからホまでのいずれか、即時対応特定経費交付金については、以下のイ又はロ（別紙1における「基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」に係る事業に限る。）に該当する事業であること。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等（令和2年11月1日以降に新たに行うものに限る。以下「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下同じ。）に対する協力金等（協力金、支援金その他名目の如何を問わず、要請に応じた者に対して支出する金銭をいう。以下同じ。）であって、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付又は当該協力金等の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業

五　[略]

3　[略]

第4　[略]

第5 実施計画の作成及び提出等

[1・2 略]

3 協力要請推進枠等交付金に係る交付限度額算定基礎資料の提出
都道府県は、第3の2の四のイ又はロに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、要請等の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による協力要請推進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。都道府県は、第3の2の四のハに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進

三　[同左]

四 協力要請推進枠等交付金については、以下のイからホまでのいずれか、即時対応特定経費交付金については、以下のイ又はロ（別紙1における「基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」に係る事業に限る。）に該当する事業であること。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等（令和2年11月1日以降に新たに行うものに限る。以下「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下同じ。）に対する協力金等（協力金、支援金その他名目の如何を問わず、要請に応じた者に対して支出する金銭をいう。以下同じ。）であって、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付又は当該協力金等の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業

五　[同左]

3　[同左]

第4　[同左]

第5 実施計画の作成及び提出等

[1・2 同左]

3 協力要請推進枠等交付金に係る交付限度額算定基礎資料の提出
都道府県は、第3の2の四のイ又はロに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、要請等の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による協力要請推進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。都道府県は、第3の2の四のハに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進

<p>枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、第4の2の規定による<u>協力要請推進枠交付金</u>に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>都道府県は、第3の2の四のニ又はホに掲げる事業を実施する目的で、新たに検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合又は事業等に変更があつたことにより追加で検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、検査促進計画の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による<u>検査促進枠交付金</u>に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した検査促進計画を内閣総理大臣に提出するものとする。</p>	<p>進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、第4の2の規定による<u>協力要請推進枠交付金分</u>に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>都道府県は、第3の2の四のニ又はホに掲げる事業を実施する目的で、新たに検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合又は事業等に変更があつたことにより追加で検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、検査促進計画の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による<u>検査促進枠交付金分</u>に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した検査促進計画を内閣総理大臣に提出するものとする。</p>
<p>第6 配分計画の作成</p> <p>内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額（<u>協力要請推進枠交付金</u>、<u>即時対応特定経費交付金分</u>及び<u>検査促進枠交付金</u>に係る交付限度額については、第5の3に規定する資料に記載された数値に基づき算定された額とする。以下第6において同じ。）以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。</p> <p>[1・2 略]</p> <p>[第7～第11 略]</p>	<p>第6 配分計画の作成</p> <p>内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額（<u>協力要請推進枠交付金分</u>、<u>即時対応特定経費交付金分</u>及び<u>検査促進枠交付金分</u>に係る交付限度額については、第5の3に規定する資料に記載された数値に基づき算定された額とする。以下第6において同じ。）以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>[第7～第11 同左]</p>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

別紙を次のように改める。

別紙1

各地方公共団体における臨時交付金の交付限度額は、以下の1から5までの交付限度額の合計額とする。

1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額は、以下の〔1〕から〔3〕の算定額の合計額

〔1〕 国の補助事業等の地方負担分

国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業、令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業、令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業、令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、令和2年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業、令和3年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業の地方負担額を基礎として、別に定める算定率を用いて、以下のとおり算定した額とする。

なお、別表に定められた国庫補助事業等の他、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の地方負担額についても算定対象とする。

国^の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）、令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）、令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底に係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）、令和元年度予備費第1弾・第2弾（地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、令和2年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、令和3年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業により実施する国庫補助事業等の地方負担額の合計額
× 算定率

[2] 単独事業分

各地方公共団体の単独事業分に係る交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の（1）の算定額、（2）の算定額、（3）の算定額及び（4）の算定額の合計額とする。

（1）国の令和2年度補正予算（第1号）分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.5 \times A \times B \times \alpha + 0.5 \times C \times \beta) \times D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和3年総務省令第76号）による改正前の普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）附則第21条の規定が適用される団体については、適用後の人口をいう。以下（1）から（3）までにおいて同じ。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）により、令和2年4月16日時点で特定警戒都道府県とされた都道府県（以下「特定警戒都道府県」という。）	1.2
都道府県人口（国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における人口をいう。以下同じ。）1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数（令和2年4月16日時点の累積PCR検査陽性者数をいう。）（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す	1.1

る。) (以下(1)において同じ。)が全国人口1万人当たりの感染者数(0.71人)を超えた都道府県	
その他の都道府県	1.0

B：新型コロナウイルス感染症患者が大幅に増えた場合に推計されるピーク時の医療需要に係る係数として次の算式により算定した数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(a + b + c) \times \frac{1}{3}$$

算式の符号

a：ピーク時において1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数に係る指数

算式

$$a' / 0.00330863$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

a' : ((0-14歳都道府県人口) × 0.18/100 + (15-64歳都道府県人口) × 0.29/100 + (65歳以上都道府県人口) × 0.51/100) / 都道府県人口 (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※((0-14歳都道府県人口) × 0.18/100 + (15-64歳都道府県人口) × 0.29/100 + (65歳以上都道府県人口) × 0.51/100)に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

b：ピーク時において1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$b' / 0.00165708$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

b' : ((0-14歳都道府県人口) × 0.05/100 + (15-64歳都道府県人口) × 0.02/100 + (65歳以上都道府県人口) × 0.56/100) / 都道府県人口 (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※((0-14歳都道府県人口)×0.05/100+(15-64歳都道府県人口)×0.02/100+(65歳以上都道府県人口)×0.56/100)に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

c : ピーク時において1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$c' / 0.00005590$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

c' : ((0-14歳都道府県人口)×0.002/100+(15-64歳都道府県人口)×0.001/100+(65歳以上都道府県人口)×0.018/100)/都道府県人口 (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※((0-14歳都道府県人口)×0.002/100+(15-64歳都道府県人口)×0.001/100+(65歳以上都道府県人口)×0.018/100)/都道府県人口に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

α : 別に定める乗率

C : 地方交付税法(昭和25年法律第201号)第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超える2,100,000人までの数	0.27
2,100,000人を超える2,500,000人までの数	0.54
2,500,000人を超える3,500,000人までの数	0.61
3,500,000人を超える5,000,000人までの数	0.64
5,000,000人を超える6,000,000人までの数	0.58
6,000,000人を超える数	0.48
人口が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.89

同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える 数	0.85

β : 別に定める乗率

$$D : (1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

(1.18-財政力指数)が零を下回る場合には、零とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（1）から（3）までにおいて同じ。

都道府県分の単独事業分のうち（1）に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.3 \times A \times B \times \alpha + 0.7 \times C \times \beta) \times D$$

算式の符号

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
特定警戒都道府県の区域内の市町村	1.2
都道府県人口 1 万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口 1 万人当たりの感染者数を超えた都道府県の区	1.1

域内の市町村	
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

B : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和2年4月1日における保健所設置市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に定める市をいう。以下（1）から（3）までにおいて同じ。）及び特別区	1.2
その他の市町村	1.0

α : 別に定める乗率

C : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超える 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超える 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超える 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

β : 別に定める乗率

D : $(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

$(1.20 - \text{財政力指数})$ が零を下回る場合には、零とする。

市町村分の単独事業分のうち（1）に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

（2）国の令和2年度補正予算（第2号）分

国の令和2年度補正予算（第2号）に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

事業所数：経済センサス活動調査規則によって公表された平成28年6月1日現在における個人事業所、法人事業所及び法人でない団体の事業所数の合計数（事業内容等不詳事業所を除く。）をいう。以下（2）及び（3）において同じ。

算式の符号

α : 23.799716821

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
特定警戒都道府県のうち、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.4
都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数（令和2年5月25日現在の累積PCR検査陽性者数をいう。）（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（以下（2）において同じ。）が全国人口1万人当たりの感染者数（1,282人）を超えた都道府県及び特定警戒都道府県のうち令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.3
特定警戒都道府県のうち、都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数以下の都道府県で、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※令和2年5月25日現在の都道府県人口1万人当たりの感染者数が1,282人の2倍を超える都道府県については0.1を、1.5倍を超える都道府県については0.05を、上記の係数に加える。

$$B : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち（2）①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times C \times \beta$$

算式の符号

$\alpha : 23.810629453$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
特定警戒都道府県のうち、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.4
都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数（1.282人）を超えた都道府県の区域内の市町村及び特定警戒都道府県のうち令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.3
特定警戒都道府県のうち、都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数以下の都道府県で、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.2
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

※令和2年5月25日現在の都道府県人口1万人当たりの感染者数が1.282人の2倍を超える都道府県の区域内の市町村については0.1を、1.5倍を超える都道府県の区域内の市町村については0.05を、上記の係数に加える。

B : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
保健所設置市及び特別区	1.2
その他の市町村	1.0

C : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち（2）①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$5,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.14
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00

1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該都道府県の人口に占める年少者人口（国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における15歳未満の人口をいう。以下（2）及び（3）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の年少者人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数（以下（2）及び（3）において「年少者住民基本台帳登載人口」という。）とする。

高齢者人口割合：当該都道府県の人口に占める高齢者人口（国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における65歳以上の人口をいう。以下（2）及び（3）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の高齢者人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の者の数（以下（2）及び（3）において「高齢者住民基本台帳登載人口」という。）とする。

C : (1.18-財政力指数) ×0.8+0.2

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち（2）②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端

数金額を千円として計算するものとする。) とする。

算式

$$7,200 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超える 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超える 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超える 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

B : 年少者人口割合 $\times 0.5 +$ 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合 : 当該市町村の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の年少者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬

市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

高齢者人口割合：当該市町村の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の高齢者人口は、平成28年1月1日現在の高齢者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

C：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
人口密度（当該市町村の人口を面積（平方キロメートル）で除して得た数（小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下（2）及び（3）において同じ。）が107未満の市町村	1.2
人口密度が107以上341未満の市町村	$\text{人口密度} \times -0.00085 + 1.29145$
人口密度が341以上の市町村	1.0

D：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和2年4月1日において、区域の全部または一部が、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E：(1.20-財政力指数) × 0.8 + 0.2

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α ：別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち（2）②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分

国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

α : 23.799716821

事業所数× α に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の都道府県区分に対応する率のうちいずれか高い率

都道府県区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3	1.4

年1月22日を含むものに限る。以下「緊急事態措置実施都道府県」という。)	
令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置若しくは協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施することとなった都道府県又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村の属する都道府県（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県」という。）については、「4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き ア」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

$$B : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,100 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

$$\alpha : 23.810629453$$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A：次の表の市町村区分に対応する率のうちいざれか高い率

市町村区分	率
緊急事態措置実施都道府県の区域内の市町村	1.2
令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1
その他の市町村	1.0

※保健所設置市及び特別区については0.2を上記の率に加える。

※令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施することとなった都道府県の区域内の市町村、都道府県が実施することとなった協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村」という。）については、「4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き イ」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.14
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

B : 年少者人口割合 $\times 0.5 +$ 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合 : 当該都道府県の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の年少者人口は、平成28年1月1日現在の年少者住民基本台帳登載人口とする。

高齢者人口割合 : 当該都道府県の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があ

るときは、その端数を四捨五入する。)

※ただし、福島県の高齢者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の高齢者住民基本台帳登載人口とする。

$$C : (1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

Cが 0.2 を下回る場合には、0.2 とする。

α : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,600 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超える 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超える 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超える 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	

その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該市町村の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の年少者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、岩泉町、田野畠村、野田村、洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

高齢者人口割合：当該市町村の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の高齢者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の高齢者住民基本台帳登載人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

C : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
人口密度が 107 未満の市町村	1.2
人口密度が 107 以上 341 未満の市町村	人口密度×-0.00085+1.29145
人口密度が 341 以上の市町村	1.0

D：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和2年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E : $(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(4) 国の令和3年度一般会計補正予算分

国の令和3年度一般会計補正予算に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。以下(4)②アにおいて同じ。

事業所数：経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）によって公表された令和元年経済センサス基礎調査（甲調査確報）における事業所数をいう。以下(4)、「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

α : 19.727264729

事業所数× α に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が182を超える都道府県	1.4
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が91を超え、182以下の都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 厚生労働省が令和3年12月7日に公表した保健・医療提供体制確保計画における既存病床数に占めるピーク時の病床数の割合が6.9%以上の都道府県については0.1を上記の率に加える。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（4）及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

β ：別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,050 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第 21 条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和 2 年 7 月豪雨により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条に規定する災害発生市町村であって、令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における人口から令和 2 年 9 月 30 日現在における住民基本台帳登載人口を控除した数を令和 2 年 9 月 30 日現在における住民基本台帳登載人口で除した数が -0.234 を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下（4）②イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- a : 令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該市町村の人口
- b : 令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和2年9月30日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口
- c : 令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成27年9月30日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口

α : 19.733808966

事業所数× α に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和3年1月1日から令和3年9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が182を超える都道府県の区域内の市町村	1.2
令和3年1月1日から令和3年9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が91を超え、182以下の都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については0.4を、地域保健法施行令第1条第3号に掲げる市及び特別区については0.2を、それぞれ上記の率に加える。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.69
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.09
人口が 1,700,000 人に満たないもの	

その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超えて 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超えて 900,000 人までの数	0.88
同上 900,000 人を超える数	0.84

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和3年12月24日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和3年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.121）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

高齢者人口割合：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和3年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口（住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.282）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

C : (1.15-財政力指数) ×0.8+0.2

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超える 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超える 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超える 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和3年12月24日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.121）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるとき

は、その端数を四捨五入する。)。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

高齢者人口割合：令和3年8月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合(0.282)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

C : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
人口密度(当該市町村の人口を面積(平方キロメートル)で除して得た数(小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下(4)において同じ。)が85未満の市町村	1.2
人口密度が85以上339未満の市町村	人口密度×-0.00079+1.26693
人口密度が339以上の市町村	1.0

D : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和3年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E : $(1.21 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の算定額とする。

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F)×A×G×H」であるのは「ウクライナからの避難民×190×F)×A×G」と読み替えるものとする。

算式

$$1,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times A \times G \times H \times \gamma$$

※1,300 円×人口×A×B×C×α及び1,150 円×(事業所数×β×D+人口×E×F)×A×G×H×γに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和4年1月1日から3月31日までの期間において、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき、まん	1.1

延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県	
その他の都道府県	1.0

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
一人当たり県民所得（令和3年に内閣府が公表した平成28年度から平成30年度までの各年度の県民経済計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が2,705千円未満の都道府県	1.2
一人当たり県民所得が2,705千円以上2,958千円未満の都道府県	$\text{一人当たり県民所得} / 1,000 \times -0.00079 + 3.33682$
一人当たり県民所得が2,958千円以上の都道府県	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.652335659

D : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該都道府県の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該都道府県の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除し	1.2

て得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が0.99818以上の都道府県	
中小企業割合が0.99689以上0.99818未満の都道府県	中小企業割合 ×155.039－ 153.557
中小企業割合が0.99689未満の都道府県	1.0

E：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超えて2,100,000人までの数	0.50
2,100,000人を超えて2,500,000人までの数	0.50
2,500,000人を超えて3,500,000人までの数	0.65
3,500,000人を超えて5,000,000人までの数	0.69
5,000,000人を超えて6,000,000人までの数	0.58
6,000,000人を超えて8,000,000人までの数	0.50
8,000,000人を超える数	0.09
人口が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
同上300,000人を超えて600,000人までの数	0.89
同上600,000人を超えて900,000人までの数	0.88
同上900,000人を超える数	0.84

F：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合（国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における第一次産業就業者数（普通交付税に関する省令第11条第1項第1号（一）（2）に	1.2

規定する第一次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。) を国勢調査令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数(同号(一)(2)に規定する第二次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。) 及び第三次産業就業者数(同号(一)(2)に規定する第三次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。) の合計数で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下〔3〕において同じ。) (福島県については、第一次産業就業者数割合と平成22年第一次産業就業者数割合(同令によって調査した平成22年10月1日現在における第一次産業就業者数を同令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下〔3〕において同じ。)に0.950を乗じて得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)のいずれか大きい数とする。以下〔3〕アにおいて同じ。) が0.070以上の都道府県	
第一次産業就業者数割合が0.038以上0.070未満の都道府県	第一次産業就業者数割合× 6.33513 + 0.75927
第一次産業就業者数割合が0.038未満の都道府県	1.0

G : 次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合(ワクチン接種記録システム(VRS)に令和4年4月24日までに登録された新型コロナワクチンの3回目接種数を令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同	1.3

年1月1日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数 (小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下[3]において同じ。)が 0.70以上の都道府県	
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の都道府県	1.2
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50以上0.60未満の都道府県	1.1
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50未満の都道府県	1.0

$$H : (1.07 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

Hが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和元年度、令和2年度及び令和3年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下[3]において同じ。

γ ：別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあっては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数× β ×D+人口×E×F×G)×A×H×I」とあるのは「ウクライナからの避難民×190×F×G)×A×H」と読み替えるものとする。

算式

$$1,100 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times A \times H \times I \times \gamma$$

※1,100 円 × 人口 × A × B × C × α 及び 1,150 円 × (事業所数 × β × D + 人口 × E × F × G) × A × H × I × γ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第 21 条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和 2 年 7 月豪雨により災害救助法が適用された同法第 2 条に規定する災害発生市町村であって、国勢調査令によって調査した同日現在における人口から同年 9 月 30 日現在における住民基本台帳登載人口を控除した数を同日現在における住民基本台帳登載人口で除した数が -0.234 を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下 [3] イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a : 国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該市町村の人口

b : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和 2 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口

c : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成 27 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和 4 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において、特措法第 31 条の 4 第 1 項又は第 3 項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
一人当たり地方税収（平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分）0 4 表の「歳入内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあっては、当該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分）5 2 表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算した数とする。）を当該年度の 1 月 1 日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下 [3] イにおいて同じ。）が 105,471 円未満の市町村	1.4
一人当たり地方税収が 105,471 円以上 249,770 円未満の市町村	一人当たり地方税収／ 1,000 × — 0.00278 + 1.69321
一人当たり地方税収が 249,770 円以上の市町村	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.500252532

D : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成 28 年）	1.2

6月時点の当該市町村の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該市町村の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）が 0.99879 以上の市町村	
中小企業割合が 0.99689 以上 0.99879 未満の市町村	中小企業割合 × 105.263 — 103.936
中小企業割合が 0.99689 未満の市町村	1.0

E：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超える 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超える 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超える 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

F：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合（岩手県宮古市、大船渡市、久慈	1.2

市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村及び洋野町、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町並びに福島県いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村については、第一次産業就業者数割合と平成22年第一次産業就業者数割合に0.950を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下〔3〕アにおいて同じ。）が0.098以上の市町村	
第一次産業就業者数割合が0.038以上0.098未満の市町村	第一次産業就業者数割合× 3.33333 + 0.87333
第一次産業就業者数割合が0.038未満の市町村	1.0

G：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和4年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

H：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.70以上の市町村	1.3
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の市町村	1.2

未満の市町村	
新型コロナワクチン3回目接種者割合が 0.50 以上 0.60	1.1
未満の市町村	
新型コロナワクチン3回目接種者割合が 0.50 未満の市町村	1.0

$$I : (1.19 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

I が 0.2 を下回る場合には、0.2 とする。

γ : 別に定める乗率

市町村分の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

2 事業者支援交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の事業者支援交付金に係る交付限度額は、都道府県分については以下の（1）の算定額及び（2）の算定額の合計額とし、市町村分については以下の（2）の算定額とする。

（1）令和3年4月30日限度額通知に係る分

各都道府県の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$60,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 1,000,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

（1）に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

（2）令和3年8月20日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$40,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 500,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

A : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

(2) のうち都道府県分に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとし、 $27,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha$ が百万円を下回る場合には、百万円とする。）とする。

算式

$27,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha \times \beta$

算式の符号

A : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

$27,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

β : 別に定める乗率

(2) のうち市町村分に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① 特定大規模施設

特定大規模施設は、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更。以下「令和3年4月23日付基本的対処方針」という。）三（3）3)①及び「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000m²を超える施設として、休業要請を行うものとされた施設であること。ただし、特措令第11条第1項第10号に規定する施設を除く。
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請又は営業時間短縮要請を受け、これに応じた施設であること。

② 特定大規模施設運営事業者

特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の管理権等の休業又は営業時間短縮を決定する権限を有し、これにより休業又は営業時間短縮を決定した者をいう。ただし、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。

③ 特定百貨店店舗

特定大規模施設である百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗をいう。

④ 自己利用部分面積

特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（飲食店に係る協力金の対象となる事業所として利用している部分を除く。）であって、休業要請又は営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積をいう。

⑤ 要請対象大規模施設

要請対象大規模施設とは、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 令和3年4月23日付基本的対処方針三（3）3)①において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000m²を超える施設として、休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を行うものとされた施設
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請等を受け、これに応じた施設

⑥ テナント事業者等

要請対象大規模施設の、要請に基づく休業、営業時間短縮又は無観客開催期間中に、契約に基づき、当該要請対象大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。）、分譲を受

けて、自己の名義等で出店し、当該要請対象大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該要請対象大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗（契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが休業要請等を受けて実際に設けることができなかつた場合を含む。）を運営する事業者をいう。

⑦ 非飲食業カラオケ店

飲食業の許可を受けていない建築物の床面積1,000m²以下のカラオケ店をいう。

⑧ 非飲食業カラオケ事業者

特措法第45条第2項に基づき特定都道府県知事が行う休業要請を受け、休業した非飲食業カラオケ店を営む者をいう。

⑨ 支給対象テナント事業者等

支給対象テナント事業者等は、非飲食業カラオケ事業者又は次に掲げるすべてを満たす店舗を営む事業者をいう。

- 一 テナント事業者等が運営する店舗又は映画館運営事業者若しくは映画配給会社が要請対象大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室（この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画館運営事業者及び映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。）
- 二 要請対象大規模施設運営者が休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を受けて要請対象大規模施設の休業、営業時間短縮又は無観客開催を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗

⑩ 月次支援金

中小企業庁が給付する緊急事態措置、まん延防止等重点措置又は令和3年9月30日をもって緊急事態措置区域から除外された都道府県における休業等の措置の影響緩和に係る支援金をいう。

⑪ 第三者認証制度

各都道府県が、別に定める基準に基づき導入している、飲食店の感染防止対策の適合性に係る認証制度をいう。

[2] 算定額

各都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額は、以下の（1）の算定額、（2－1）の算定額、（2－2）の算定額及び（3）の算定額の合計額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

なお、都道府県が、第3の1二ただし書きの規定により、当該都道府県分の協力要請推進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額とする。

(1) 飲食店に対する協力金等分

ア 要請等に応じた対象者に対する協力金等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間Ⅰ>

令和3年2月28日以前の期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域については、同年3月7日以前の期間とする。

算式（一律単価方式）

$$\Sigma (A \times B \times 0.8)$$

算式の符号

A：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

B：対象者に給付する1日当たりの協力金等の金額（20,000円（令和2年12月16日から令和3年1月7日までの期間にあっては、40,000円、令和3年1月8日以降の期間にあっては、表1の区域区分に対応する単価①）を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間Ⅱ>

令和3年3月1日から3月21日までの期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域については、同年3月8日から3月21日までの期間とする。

算式（平均単価方式）

$$C \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (D \times E \times 0.8)$$

算式の符号

C：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

D：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

E：表1の区域区分に対応する単価①に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間III>

令和3年3月22日から3月31日までの期間

算式（平均単価方式）

$$F \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (G \times H \times 0.8)$$

算式の符号

F：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

G：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

H：次の表1の区域区分に対応する単価②に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間IV>

令和3年4月1日から4月21日までの期間

特措法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）又は同法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」という。）のうち同法第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域（以下「まん延防止等重点措置地域」という。）については、以下の算式I（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、以下の算式I（規模別方式）又は算式II（平均単価方式）のいずれかにより算定するものとする。

なお、算式I（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式I（規模別方式）

$$\Sigma (J \times K_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (J \times K_1) \times 0.02$$

算式II（平均単価方式）

$$I \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (J \times K_2 \times 0.8)$$

算式の符号

I：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

J：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

K₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表2の区域区分に対応する単価③を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

K₂：表2の区域区分に対応する単価③に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間V>

令和3年4月22日から9月12日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式III（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、原則として、以下の算式III（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式IV（平均単価方式）により算定することを認める。ただし、21時より遅い時間までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、算式IV（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式III（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式III（規模別方式）

$$\Sigma (M_1 \times N_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (M \times N_1) \times 0.02$$

算式IV（平均単価方式）

$$L \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (M \times N_2 \times 0.8)$$

算式の符号

L：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

M：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

N₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表3の区域区分に対応する単価④を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

N₂：表3の区域区分に対応する単価④に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和3年4月21日以前に、4月22日以降までの営業時間短縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間（緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。）については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする（以下本ただし書において「経過措置」という。）。（令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となった都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。）

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間VI>

令和3年9月13日から11月18日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式VI（平均単価方式）により算定することを認める。また、令和3年9月13日以降に営業時間短縮の要請等が全国で一度終了した後に再度営業時間短縮の要請等が行われる場合、その他の区域については、算式VI（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式V（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式V（規模別方式）

$$\Sigma (P \times Q_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (P \times Q_1) \times 0.02$$

算式VI（平均単価方式）

$$O \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (P \times Q_2 \times 0.8)$$

算式の符号

O：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

P：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

Q_1 ：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表4の区域区分に対応する単価⑤を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

Q_2 ：表4の区域区分に対応する単価⑤に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加さ

れた場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間VII>

令和3年11月19日以降の期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式VII（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式VII（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により第三者認証制度の適用店舗以外の飲食店（以下「非認証店」という。）に対して規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式VIII（平均単価方式）により算定することを認める。

なお、算式VII（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式VII（規模別方式）

$$\Sigma (S \times T_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (S \times T_1) \times 0.02$$

算式VIII（平均単価方式）

$$R \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (S \times T_2 \times 0.8)$$

算式の符号

R：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

S：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

T_1 ：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表5－1の区域区分に対応する単価⑥又は表5－2の区域区分に対応する単価⑦を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

T_2 ：表5－2の区域区分に対応する単価⑦に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価⑥に代えて、表5-2の単価⑦を適用することを可能とする。

(注)「一律単価方式」は、各対象者に対し単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式、「平均単価方式」は、1対象者当たりの平均額が単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式。「規模別方式」は、対象者の事業規模に応じた単価により協力金等を給付する方式をいう。

表1 令和3年3月31日までの単価

区域区分		単価① (令和3年3月21 日以前)	単価② (令和3年3月22 日～3月31日)
緊急事態 措置区域	20時まで(酒類提供 時間は11時から19 時まで)の営業時間 短縮の要請等を行 う場合	60,000円	—
	上記以外の場合	0円 (ただし、緊急事態 措置を実施するた めの準備期間等、特 措法担当大臣との 協議により認めら れた期間について は、「その他の区域」 と同様に取り扱う)	—
緊急事態 措置区域 から解除 された区 域	緊急事態措置区域 から解除された日 以降も、引き続き、 21時までの営業時 間短縮の要請等を行 う場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円
その他の 区域	21時までの営業時 間短縮の要請等を行 う場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円

表2 令和3年4月1日から4月21日までの単価

区域区分		算式	単価③ (令和3年4月1日～4月21日)			
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで(酒類提供時間は11時から19時まで)の営業時間短縮の要請等を行う場合		売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	対象者の飲食業に係る1日当たり売上高(以下「1日当たり飲食業売上高」という。)が100,000円以下の場合	40,000円	
			1日当たり飲食業売上高が100,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4(千円未満切上)		
				100,000円		
	売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)			
		1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円			
	上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置又はまん延防止等重点措			

			置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた期間については、「その他の区域」と同様に取り扱う)		
その他の区域 21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	算式I (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業 売上高が83,333円以下の場合	25,000円	
			1日当たり飲食業 売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3(千円未満切上)	
			1日当たり飲食業 売上高が250,000円を超える場合	75,000円	
		売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業 売上高の減少額が0円を超えて、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額(千円未満切上)	
			1日当たり飲食業 売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額	
		算式II (平均単価方式)	40,000円		

	上記以外の場合	算式Ⅱ (平均単価方式)	20,000 円
--	---------	-----------------	----------

※「中小企業」とは、原則として、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。）でその営む主たる事業に応じ、従業員の数が同項における中小企業の基準以下の法人等をいい、「大企業」とは、中小企業以外の事業者をいう。以下同じ。

表3 令和3年4月22日から9月12日までの単価

区域区分		算式	単価④ (令和3年4月22日～9月12日)		
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで（酒類提供時間は11時から19時までの営業時間短縮の要請等を行う場合）	算式Ⅲ (規模別方式) (※)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超えて、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であつて売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超えて、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
その他	21時まで	算式Ⅲ	0円 (ただし、緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)		
			売上高方式	1日当たり飲食業売上高	25,000円

の区域 の営業時 間短縮の 要請等を 行う場合	(規模別 方式)	(対象者が中 小企業の場合 に限る。)	上高が 83,333 円以下 の場合	
			1 日当たり飲食業売 上高が 83,333 円を超 え、250,000 円以下の 場合	1 日当たり 飲食業売上 高×0.3 (千 円未満切 上)
			1 日当たり飲食業売上 高が 250,000 円を超 える場合	75,000 円
			売上高減少額 方式 (対象者が大 企業の場合又 は対象者が中 小企業であつ て売上高方式 によらない場 合に限る。)	1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 0 円を超 え、500,000 円以下の 場合
			1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 500,000 円を超える場合	1 日当たり 飲食業売上 高の減少額 ×0.4 又は 1 日当たり 飲食業売上 高×0.3 のいずれか 低い額 (千円未満 切上)
算式IV (平均単 価方式)		20,000 円		

	(※)	
上記以外 の場合	算式IV (平均単 価方式)	20,000円

(※) ただし、令和3年4月21日以前に、4月22日以降までの営業時間短縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間（緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。）については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする（以下本ただし書において「経過措置」という。）。（令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となった都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。）

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

表4 令和3年9月13日から11月18日までの期間の単価

区域区分		算式	単価⑤ (令和3年9月13日～11月18日)		
緊急事態措置区域	休業要請又は20時まで(酒類提供禁止)の営業時間短縮要請を行う場合		売上高方式(対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。) (※1)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であつて売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超えて、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
	上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)		

まん延 防止等 重点措 置地域	21 時まで (酒類提 供時間は 11 時から 20 時まで) の営業時 間短縮要 請を行う 場合	算式V (規模別 方式)	売上高方式	1 日当たり飲食業売 上高が 83,333 円以下 の場合	25,000 円
				1 日当たり飲食業売 上高が 83,333 円を超 え、250,000 円以下の 場合	1 日当たり飲食 業売上高 × 0.3 (千円未満切 上)
				1 日当たり飲食業売 上高が 250,000 円を 超える場合	75,000 円
			売上高減少額 方式	1 日当たり飲食業売 上高の減少額が 0 円 を超え、500,000 円以 下の場合	1 日当たり飲食 業売上高の減 少額 × 0.4 又は 1 日当たり飲食 業売上高 × 0.3 のいずれか低 い額 (千円未満切 上)
				1 日当たり飲食業売 上高 の 減 少 額 が 500,000 円を超える 場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食 業売上高 × 0.3 のいずれか低 い額

20 時まで (酒類提供禁止又は酒類提供時間は11 時から19 時30 分まで) の営業時間短縮要請を行う場合		売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が75,000 円以下の場合	30,000 円
			1 日当たり飲食業売上高が75,000 円を超え、250,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
			1 日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合	100,000 円
		売上高減少額方式	1 日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
			1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円
	上記以外の場合		0 円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)	
その他の区域	21 時までの営業時間短縮の要請を行う場合 (※2)	算式V (規模別方式)	売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が83,333 円以下の場合
			1 日当たり飲食業売上高が83,333 円を超え、250,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
			1 日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円

		売上高減少額 方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超える、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
	算式VI (平均単 価方式)	20,000円		
	上記以外の場合	0円		

- (※1) ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。
- また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

(※2) ただし、令和3年10月1日以降における非認証店に対する要請は、20時までの営業時間短縮の要請を行う場合に限る。

表5－1 令和3年11月19日以降の単価（認証店）

区域区分		算式	単価⑥ (令和3年11月19日以降)		
緊急事態措置区域	20時までの営業時間短縮要請を行う場合	売上高方式(対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。) 算式VII(規模別方式)	売上高方式(対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。) 1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円	
			1日当たり飲食業売上高が75,000円を超えて、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4(千円未満切上)	
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円	
		売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であつて売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超えて、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)	
			1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円	
		売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円	
			1日当たり飲食業売上高が83,333円を超えて、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3(千円未満切上)	
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円	

				超える場合	
		売上高減少額方式	1 日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超えて、500,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)	
			1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額	
	上記以外の場合		0 円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「他の区域」と同様に取り扱う)		
まん延防止等重点措置地域	21 時までの営業時間短縮要請を行う場合	算式VII (規模別方式) (※)	売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円以下の場合	25,000 円
				1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円を超え、250,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1 日当たり飲食業売上高が 250,000 円以上	75,000 円

			上高が 250,000 円を超える場合	
		売上高減少額方式	1 日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額
	上記以外の場合		0 円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)	
その他 の区域			0 円	

(※) ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、認証店が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価⑥に代えて、表5-2の単価⑦を適用することを可能とする。

表5－2 令和3年11月19日以降の単価（非認証店）

区域区分		算式	単価⑦ (令和3年11月19日以降)		
緊急事態措置区域	20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合	算式VII (規模別方式)	売上高方式（対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。）	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超えて、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であつて売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超えて、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
	上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「他の区域」と同様に取り扱う)		
まん延防止等重点措	20時まで（酒類提供禁止）の	算式VII (規模別方式)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円

置地域	営業時間短縮要請を行う場合		1日当たり飲食業売上高が75,000円を超える、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4(千円未満切上)	
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円	
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超える、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
その他の区域	20時までの営業時間短縮の要請を行う場合	算式VII (規模別方式)	0円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)		
			売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超える、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超える、500,000円以	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4

			下の場合	又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
	算式VIII (平均単価方式)	20,000円		
	上記以外の場合	0円		

イ 早期給付により付加的に要した事務費に係る分

別紙2に基づき規模別協力金の一部を早期に給付（以下「早期給付」という。）するに当たって付加的に要した事務費分の交付限度額は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・早期給付を実施するに当たって要した事務費の総額
- ・早期給付の支給件数に30,000円を乗じて得た額に30,000,000円を加えた額

(2－1) 基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分

ア 令和3年4月23日付基本的対処方針に基づく休業要請に係る分

以下の算式により算定した額とする。

＜対象期間＞

令和3年4月25日から5月11日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その休業期間に關し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であつて、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$A \times x + B \times y + C \times z$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000m²を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000m²未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：休業を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円を上限とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円を上限とする。

z：休業を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円を上限とする。

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下のi)からiii)に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その休業期間に關し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積 100 m²を 1 単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m²未満の場合は 1 とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000 円を上限とする。

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x$$

算式の符号

E : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日 1 日当たりの支給額（20,000 円とする。）から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

イ 令和 3 年 5 月 7 日付以降の基本的対処方針に基づく営業時間短縮要請等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

＜対象期間＞

令和3年5月12日から11月18日までの期間

※ただし、まん延防止等重点措置区域においては、令和3年5月7日から6月20日までの期間とする。

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000m²を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000m²未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円とする。

z：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下のi)からiii)に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請

に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D：要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100m²を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100m²未満の場合は1とする。

x：テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できることとなった回数（21時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日1日当たりの支給額（20,000円とする。）から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

(2－2) 都道府県の判断による要請に係る大規模施設等に対する協力金等分

ア 特定都道府県による上乗せ分

特定都道府県が行う、4（2－1）イに加えて、上乗せ措置として、令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間より早い時間の営業時間短縮要請又は休業要請（以下「より早い営業時間短縮要請等」という。）に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年5月12日から11月18日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要請等に応じた日1日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times b$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000m²を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000m²未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円とする。

z：より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

b：要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) 及び ii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要請等に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に 0.6 を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times b$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積 100 m²を 1 単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m²未満の場合は 1 とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

b : 要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要請等に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に 0.6 を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times b$$

算式の符号

E : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

b : 要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対するより早い営業時間短縮要請等に応じ営業を短縮したことにより上

映できしたこととなった回数（21時までの営業時間に係る部分に限る。）の割合

イ 令和3年6月21日から11月18日までのまん延防止等重点措置地域における営業時間短縮要請に係る分

まん延防止等重点措置地域（令和3年6月17日付基本的対処方針三（3）8）又は9）に係るもの）において、都道府県が行う営業時間短縮要請に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

＜対象期間＞

令和3年6月21日から11月18日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000m²を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000m²未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円とする。

z：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) 及び ii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に關し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に 0.6 を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積 100 m²を 1 単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m²未満の場合は 1 とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日 1 日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に 0.6 を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x : 要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a : 要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できることとなった回数（21 時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

(3) 酒類販売事業者に対する支援金分

酒類販売事業者に対し、都道府県の判断により月次支援金の上限に上乗せして支給する場合又は月次支援金と同様の要件の下で都道府県の判断により月間事業収入が50%以上減少した旨の要件を緩和（ただし、月間事業収入の減少割合が30%以上^{*1}である場合又は令和3年7月又は8月の支援金で当該月及び前月の月間事業収入の減少が2ヶ月連続20%以上である場合に限る。）して支給する場合において、月次支援金の支給対象となり得る個人事業者等又は中小法人等ごとに支払う額（ただし、以下のいずれか小さい額とする。）を決定し、個人事業者等又は中小法人等ごとに決定された支援金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

- ・個人事業者等の場合：100,000円^{*2}
- 中小法人等の場合　：200,000円^{*2}
- ・売上減少額から月次支援金の給付額^{*2}を控除した金額

ただし、月間事業収入の減少割合が70%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・個人事業者等の場合：200,000円^{*2}
- 中小法人等の場合　：400,000円^{*2}
- ・売上減少額から月次支援金の給付額^{*3}を控除した金額

また、令和3年7月、8月、9月又は10月の支給分については、月間事業収入の減少割合が90%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・個人事業者等の場合：300,000円^{*2}
- 中小法人等の場合　：600,000円^{*2}
- ・売上減少額から月次支援金の給付額^{*3}を控除した金額

※1：令和3年7月、8月、9月又は10月の給付については、当該月及び前月の月間事業収入の減少割合が2ヶ月連続で15%以上の場合は、当該月の減少割合が30%以上と同等の取扱いとする。

※2：支給額については、当該金額以下で都道府県の判断により決定できるものとする。

※3：給付事務の迅速化の観点から、都道府県の判断で、月次支援金の給付額にかえて、個人事業者等の場合は100,000円、中小法人等の場合は200,000円とすることができまするものとする。

4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の即時対応特定経費交付金に係る交付限度額は、協力要請推進枠交付金の地方負担分が新型コロナウイルス感染症対応分を上回る地方公共団体への対応分として、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間 I >

令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

A×0.25-Bが0を下回る場合は0とする。

算式の符号

A：協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額及び「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（2-1）基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」の算定額の合計額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$

A×0.25-Bが0を下回る場合は0とする。

算式の符号

A：アの算式の符号Aに同じ。（当該市町村が負担する額に対応する額とする。）

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額
[2] 単独事業分 (3) 国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ① 新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

(注) 令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県及び令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村にあっては以下の額とする。

ア 令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分 (3) 国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ① 新型コロナウイルス感染症対応分 ア 都道府県分」の算式の符号Aを以下のように読み替えて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）

A：次の表の都道府県区分に対応する率のうちいづれか高い率

都道府県区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月23日から同年2月7日までのいづれかの日を含むものに限る。）	1.4
令和3年1月23日から同年2月7日までの全部又は一部の間にについて、協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	1.2

イ 令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分 (3) 国の令和2年度一般会計補正予算(第3号)分 ① 新型コロナウイルス感染症対応分 イ 市町村分」の算式の符号Aを以下のように読み替えて算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)

A : 次の表の市町村区分に対応する率のうちいづれか高い率

市町村区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県(新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月23日から同年2月7日までのいづれかの日を含むものに限る。)の区域内の市町村	1.2
令和3年1月23日から同年2月7日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1

※保健所設置市及び特別区については0.2を上記の率に加える。

<対象期間II>

令和3年12月20日以降の期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

A×0.25-Bが0を下回る場合は0とする。

算式の符号

A：協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和3年12月20日以降の期間※に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

※緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域に指定されている期間に限る。

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（4）国の令和3年度一般会計補正予算分①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が0を下回る場合は0とする。

算式の符号

A：アの算式の符号Aに同じ。（当該市町村が負担する額に対応する額とする。）

B：アの算式の符号Bに同じ。

5 検査促進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① PCR 検査等

PCR 法や LAMP 法等の核酸増幅法による検査及び抗原定量検査をいう

② 実施事業者

都道府県の登録を受けて、別に定める実施要領に従って検査を実施する事業者（都道府県等及び共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

③ ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

④ 対象者全員検査

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の対象者全員の検査結果の陰性を確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

⑤ ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

健康上の理由等（新型コロナワクチンを接種できない12歳未満であることを含む。以下同じ。）により新型コロナワクチンを接種できない者のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

⑥ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

ア 令和4年1月19日から3月31日まで

無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際して検査結果の陰性を確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

イ 令和4年4月1日から6月30日まで

新型コロナワクチンを3回接種していない者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する地方公共団体や民間事業者等による取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に

当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。)する事業。ただし、新型コロナワクチンの3回接種を完了した者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等に必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等(検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。)する事業を含む。

(7) 一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検した検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等(検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。)する事業

[2] 算定額

各都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額は、以下の(1)の算定額及び(2)の算定額の合計額とする。

なお、都道府県が、第3の1の二ただし書きの規定により、当該都道府県分の検査促進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の検査促進枠交付金に係る交付限度額とする。

(1) 検査等費用支援への対応分

以下のアの算定額及びイの算定額の合計額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^n (Ai + Bi)$$

算式の符号

A_i:受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用(表1の検査区分に対応する単価を上限とする。)

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

B_i ：実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円／人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円／人を上限とする。

n ：実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

イ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^m (C_i + D_i)$$

算式の符号

C_i ：受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1又は表2の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

D_i ：実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円／人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円／人を上限とする。

m ：実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

ウ 一般検査事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^l (Ei + Fi) \times 0.8$$

算式の符号

Ei : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1又は表2の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

Fi : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円／人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円／人を上限とする。

l : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、一般検査事業に基づき検査を受検した人数に限る。

(2) 検査体制整備等支援への対応分

以下の算式により算定した額とする。（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）

算式

$$33,300,000,000 \times A \times \alpha + 100,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

A : 都道府県人口割合×0.5+事業所数割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県人口割合：当該都道府県の人口（国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在（速報集計）における人口をいう。以下同じ）を全国の人口で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

事業所数割合：当該都道府県の事業所数（経済センサス基礎調査規則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査（甲調査確報）における事業所数をいう。以下同じ）を全国の事業所数で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α : 別に定める乗率

表1 令和3年11月26日から令和4年3月31日までの単価

検査区分	単価
PCR 検査等	8,500 円 ^{※1}
抗原定性検査	3,000 円 ^{※2}

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

※2：令和3年12月30日までは、3,500円とする。

表2 令和4年4月1日以降の単価

検査区分	単価
PCR 検査等	8,500 円 ^{※1}
抗原定性検査	1,500 円

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

別紙2

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における令和3年7月12日から9月30日までにおける酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等及び令和3年9月30日をもって緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が終了することに伴い緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域から解除された都道府県における、解除後である令和3年10月1日から10月31日までの特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請（以下別紙2において「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の都道府県知事の許可を受けた者をいう。以下同じ。）で、売上高方式で申請する対象者に対して、各都道府県が行う協力金等の給付事務は、次により迅速化に努めるものとする。

1 要請期間中における申請受付

令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の申請受付について、当該要請等の期間の終了を待たずに、当該要請等の日以降速やかに受付を開始するよう努めること。

その際、対象者に対して、酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面（以下「書面」という。別添に掲げる様式参照。）を提出させること。

2 協力金等の早期給付等

令和3年7月12日以降の要請等に応じた対象者（ただし、過去に不正や重大な書類の不備があった対象者については、都道府県の判断により、早期給付の対象から除外することを可能とする。）に対する協力金等の給付に当たっては、以下のアからウの対象者に応じて、給付の迅速化に努めること。

なお、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付する場合、早期給付に係る1日当たりの金額は、令和3年7月12日以降の要請等に応じた1日当たりの協力金等のうち1日当たり飲食業売上高が0円の場合の給付額（以下「下限額」という。）を上限とする。また、早期給付額の算定に係る要請等に応じた日数は、別途通知するところによるものとする。

ただし、対象者による協力金等の申請における1日当たりの協力金等の金額が下限額を超える場合は、確定申告書や売上高の証拠書類も併せて提出させた上で、当該超過部分の協力金等について、通常通り審査を行った上で給付するものとする。また、以前の要請等に対応した協力金等に係る申請時に提出していた飲食店営業許可の期限が要請期間内に終了する場合、更新後の営業許可証の写しの提出を求めるなど、必要に応じ、提出書類の追加を都道府県において適切に判断すること。

ア 以前より要請等に対して継続して応じている対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、既に申請受付済みであるが未給付となっている協力金等と併せて、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を、対象者が申請を行ってから標準的には1週間を目処として、早期に給付すること。

なお、未給付の協力金等に係る審査に当たり、営業実態の確認はできているが、売上高等による協力金等の算定に時間を要している場合は、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部のみを早期給付しても差し支えない。また、対象者が以前より要請等に対して継続して応じているかについては、過去の協力金等の申請・受給実績等により都道府県が確認可能な範囲において、判断すること。

(提出書類)

- ・令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることが可能とする。

イ 別紙2の2のアに該当しない対象者で、令和2年11月1日以降の営業時間短縮要請等に応じ、協力金等の受給実績のある対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付すること。

(提出書類)

- ①以前の要請等に対応した協力金等を受給したことが確認できる書類。ただし、都道府県独自で確認を行うことができる場合は、都道府県の判断により省略することができるものとする。
- ②令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることが可能とする。

ウ 令和3年4月1日以降に開業した対象者等、これまで協力金等の受給実績がない者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降分の協力金等の迅速な給付に努めること。

(提出書類)

- ①令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることが可能とする。
- ②営業実態が確認できる書類
- ③その他協力金等給付事務における審査に必要な書類

(別添)

酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面の様式は以下のとおりとする。なお、書面の具体的な記載内容については、都道府県において、要請等の状況に応じて、違約金の支払い等必要な項目を追加するなど適切に判断すること。

また、都道府県において、申請時の提出書類として既に書面を提出させている場合は、既存の書面に下記の内容を含めることで代用することも可能とする。

協力金の一部早期給付等に係る書面	
<p>私は、「営業時間短縮に係る協力金（令和3年●月●日～●月●日実施分）」（以下、「協力金」という。）のうち早期に一部を受給するに当たり、下記の内容について、遵守します。</p>	
記	
<ul style="list-style-type: none">令和3年7月12日以降の酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等を遵守します。申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、支給された協力金額の支払等に応じます。要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないことを店舗に掲示します。	
以上	
令和 年 月 日	
知事殿	
所在地	_____
法人名	_____
代表者職・氏名	_____

附 則
この決定は、令和4年4月28日から施行する。

別表1(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率1.0))

(い)	(ろ)
対象事業	対象事業を所管する大臣
子どものための教育・保育給付交付金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金(放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業を除く)	内閣総理大臣
都道府県警察費補助金	内閣総理大臣
緊急消防援助隊設備整備費補助金	総務大臣
公立学校施設整備費負担金 (公立特別支援学校施設整備費に限る)	文部科学大臣
学校施設環境改善交付金 (公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心にスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)	文部科学大臣
義務教育費国庫負担金	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費交付金 (幼稚園の感染症対策支援に限る)	文部科学大臣
学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業及び学校等における感染症対策等支援事業に限る)	文部科学大臣
学校臨時休業対策費補助金	文部科学大臣
私立高等学校等経常費助成費補助金 (教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る)	文部科学大臣
医療提供体制推進事業費補助金 (看護師養成所等における実習補完事業に限る)	厚生労働大臣
疾病予防対策事業費等補助金 (マイナンバー情報連携体制整備事業及び新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に限る)	厚生労働大臣
保健衛生施設等施設整備費補助金	厚生労働大臣
感染症予防事業費等負担金	厚生労働大臣
感染症医療費負担金	厚生労働大臣
保育対策総合支援事業費補助金 (保育環境改善等事業のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び保育所等における感染症対策のための改修整備等事業に限る)	厚生労働大臣
保育所等整備交付金 (保育所等における感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 (令和3年度第一次補正予算及び令和4年度予備費分に限る)	厚生労働大臣
児童福祉事業対策費等補助金 (感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業、児童の安全確認等のための体制強化事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、児童養護施設等の感染防止対策のための相談・支援事業及び一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業に限る)	厚生労働大臣
児童保護医療費負担金	厚生労働大臣

母子家庭等対策費補助金 (感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業及びひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業のうち新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的として実施するものに限る）に限る)	厚生労働大臣
次世代育成支援対策施設整備交付金 (感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
母子保健衛生費補助金 (新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスのうち令和2年度第二次補正予算分に限る）、乳幼児健康診査個別実施支援事業、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分及び令和3年度第一次補正予算分に限る）、幼児健康診査個別実施支援事業及び産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業に限る)	厚生労働大臣
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (住居確保給付金（令和3年度第一次補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業及び生産活動拡大支援事業に限る)	厚生労働大臣
社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業及び障害者支援施設等における個室化改修等支援事業に限る)	厚生労働大臣
障害児入所給付費等負担金 (特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業（令和2年度補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
精神障害者医療保護入院費補助金	厚生労働大臣
精神障害者措置入院費負担金	厚生労働大臣
医療扶助費等負担金	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に限る)	厚生労働大臣
障害児入所医療費等負担金	厚生労働大臣
障害者医療費負担金	厚生労働大臣
後期高齢者医療給付費等負担金 (後期高齢者医療給付費負担金及び高額医療費等負担金に限る)	厚生労働大臣
国民健康保険療養給付費等負担金 (保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金に限る）に限る)	厚生労働大臣
国民健康保険財政調整交付金 (同交付金に対応する都道府県繰入金分に限る)	厚生労働大臣

別表2(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率0.8))

(い)	(ろ)
対象事業	対象事業を所管する大臣
沖縄振興特定事業推進費補助金	内閣総理大臣
地域女性活躍推進交付金	内閣総理大臣
地方創生テレワーク推進交付金	内閣総理大臣
デジタル田園都市国家構想推進交付金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金(放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業に限る)	内閣総理大臣
地域少子化対策重点推進交付金	内閣総理大臣
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	内閣総理大臣
地域就職氷河期世代支援加速化交付金	内閣総理大臣
地域子供の未来応援交付金	内閣総理大臣
地方消費者行政強化交付金	内閣総理大臣
無線システム普及支援事業費等補助金 (高度無線環境整備推進事業に限る)	総務大臣
情報通信技術利活用事業費補助金 (データ連携促進型スマートシティ推進事業に限る)	総務大臣
外国人受入環境整備交付金	法務大臣
教育支援体制整備事業費交付金 (幼稚園のICT環境整備支援に限る)	文部科学大臣
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	文部科学大臣
公立学校情報機器整備費補助金 (学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配置支援事業に限る)	文部科学大臣
私立高等学校等経常費助成費補助金 (授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)に限る)	文部科学大臣
地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッショングの活動再開支援事業に限る)に限る)	文部科学大臣
文化芸術振興費補助金 (文化施設の感染症防止対策事業、文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業、劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業(令和2年度第三次補正予算分に限る)、文化資源活用推進事業及び文化施設の活動継続・発展等支援事業に限る)	文部科学大臣
疾病予防対策事業費等補助金 (健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業及び特定感染症検査等事業(緊急風しん抗体検査等事業に限る)に限る)	厚生労働大臣
保育対策総合支援事業費補助金 (保育士修学資金貸付等事業、保育所等改修費等支援事業及び保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)に限る)	厚生労働大臣
子育て支援対策臨時特例交付金 (不妊に悩む方への特定治療支援事業に限る)	厚生労働大臣
地域自殺対策強化交付金 (地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)	厚生労働大臣

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (住居確保給付金（令和2年度補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業、居宅生活移行緊急支援事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、障害福祉分野のICT導入モデル事業、障害福祉分野のロボット等導入支援事業及び新型コロナウィルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウィルス感染症に対応した心のケア支援事業（令和3年度第一次補正予算分に限る）に限る)	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（市町村実施分（特定個人情報データ標準レイアウト改版分））及びウィズコロナ下での感染防止対策を確保した上での通いの場をはじめとする介護予防の推進や施設での面会等の再開・推進支援事業に限る)	厚生労働大臣
職業能力開発校設備整備費等補助金	厚生労働大臣
新型コロナウィルス感染症セーフティネット強化交付金 (令和2年度補正予算分に限る)	厚生労働大臣
雇用開発支援事業費等補助金 (地域活性化雇用創造プロジェクト（地域雇用再生コース）に限る)	厚生労働大臣
児童福祉事業対策費等補助金 (虐待防止のための情報共有システム構築事業、児童相談所等におけるICT化推進事業、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に限る)	厚生労働大臣
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)	農林水産大臣
農業・食品産業強化対策整備交付金 (国産農畜産物供給力強靭化対策に限る)	農林水産大臣
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 (農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業及び担い手確保・経営強化支援事業費に限る)	農林水産大臣
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金 (麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトのうち水田麦・大豆産地生産性向上事業（令和2年度第三次補正予算に計上された国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金を受けて実施する同事業を含む）に限る)	農林水産大臣
中小企業経営支援等対策費補助金 (地域企業再起支援事業費に限る)	経済産業大臣
奄美群島振興交付金	国土交通大臣
小笠原諸島振興開発費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	国土交通大臣
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 (令和2年度第三次補正予算に計上された再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業を含む))	環境大臣